

平成26年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成26年3月11日 午前10時00分 開会
午後 4時38分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番 吉 武 昭 博	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保健福祉部長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上下水道部長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	新 澤 明 子
書 記	西 川 雅 大	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	増田 順弘	一問一答	道路網の整備について	市 長 担当部長
				農業の担い手支援について	市 長 担当部長
2	10	吉村 優子	一問一答	當麻庁舎の耐震問題について	市 長 担当部長
				大字平岡の土砂について	市 長 担当部長
3	3	川村 優子	一問一答	新 道の駅建設事業計画について	市 長 担当部長
4	1	吉武 昭博	一問一答	I C Tまちづくり推進事業について	市 長 担当部長
				新庄第一健民グラウンドについて	市 長 担当部長
5	11	阿古 和彦	一問一答	PM2. 5について	教育長 担当部長
6	6	岡本 吉司	一問一答	国鉄・坊城線工事について	市 長 担当部長
				(仮称) 新 道の駅建設事業について	市 長 担当部長
7	15	白石 栄一	一問一答	「新市建設計画」と「財政計画」につ いて	市 長 担当部長
8	9	藤井本 浩	一問一答	小中学校等、耐震工事について	市 長 担当部長
				指定管理施設の業績等推移について	担当部長
				新 道の駅の事業手法について	市 長 担当部長
9	2	内野 悦子	一問一答	ガン検診事業について	担当部長
				防災計画について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

まず初めに、東日本に甚大な被害をもたらし、多くの尊い人命を奪うとともに、国民生活に多大な影響を及ぼした東日本大震災の発生から、本日でちょうど3年となります。これより、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、ここに黙禱を捧げたいと思いますので、議場内におられる皆様、どうぞご起立をお願いいたします。

(黙 禱)

西川議長 黙禱を終わります。ご着席ください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月28日の通告期限までに通告されたのは9名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、9名の議員全員が一問一答方式で選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田でございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

2点ございます。1点目は、道路網の整備についてでございます。2点目につきましては、農業の担い手支援について質問をさせていただきます。なお、これより先は質問席にてさせていただきます。

西川議長 増田君。

増田議員 市民の皆さんが日常生活を送る上で、重要な仕組み、施設、いわゆるインフラの整備、これは、そのほとんどが公共事業として整備をされています。葛城市は合併後、着実にその整備を進められておったということで、改めて感謝を申し上げる次第でございます。しかし、中には少しおくらしているようなものもあると、その1つが道路網の整備であるかというふうに感じております。今や、自動車なしでは日常生活や経済の発展は困難な環境の中で、道路整備に関する市民の要望が私のところにもたくさん届いてございます。特に、最近の市内の道路を見てみますと、県外ナンバーの車が狭い生活道路を通過するケースが多く、日常生活に支障を生じたり、危険な状態にあります。こういう状態は、私が言うまでもなく、今までから議論もあり、市行政としても把握もし、改善策をお持ちかというふうに思いますので、お聞かせを願いたいというふうに思い、今回の質問とさせていただきます。

さて、葛城市が合併して10年の記念すべき年となります。記念行事も10月11日に開催を予

定されております。合併するに当たって、合併特例法に基づく新市建設計画、また、当時は地方自治法第2条第4項に規定する総合計画、自治法の改正で今はそういう規定はございませんけれども、当時につきましてはそういう規定があつて、総合計画を作成されておつたということでございます。こういう節目の機会でございますので、その内容を検証する必要があるというふうに思います。私なりに、この新市建設計画、それから、葛城市総合計画、都市計画のマスタープラン、改めて拝見をさせていただきました。

まず、合併に当たって、住民の意向を十分把握するために、アンケートが実施されております。この中には、合併後、力を入れてほしい事業についての問いがございました。第1位、保健医療、44.3%と、こういう結果でございます。2番目に福祉、39.9%の方がそういうものに対して力を入れてほしいということでございます。3番目に道路の整備、これで39%の方の意見がございました。こういう結果でございました。

また、新市まちづくりの基本方針の中にも、都市基盤の整備として、道路網の整備が挙げられております。具体的には、広域幹線道路であります国道165線高田バイパス、この未整備区間の整備や、国道や地域間を連絡する道路の整備と、こういうふうにされております。また、都市計画マスタープランにおいても、道路整備については、計画かつ効率的な整備の推進を図るとされてございます。しかし、先ほど申し上げましたように、現状はあまり進んでおらず、幹線道路においては渋滞状況、また慢性化しているという状況でございます。混雑を避ける車で生活道路まで危険な状態であると、こういうふうに考えるところでございます。

さらに、市内を南北につなぐ幹線道路、こういうものがなかなか未整備の状態であるということから、公共施設や新たに整備をされておる尺土駅へのアクセス道路も、今後は、ますます必要になってくるというふうに思われます。

そこで、お尋ねをさせていただきます。各計画の取り組みについて、また、先ほど述べさせていただきました渋滞の状況なり、生活道路への影響、特に危険な状態、すなわち、交通事故の発生状況について、把握されておる範囲内で結構でございますので、お聞かせを願いたいというふうに思います。

西川議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしく申し上げます。

ご質問にお答えします。

奈良県警察が公表している県下交通事故発生状況によりますと、葛城市内の交通事故発生件数は、平成24年で186件、平成25年で157件となっております。生活道路の交通量調査というものは実施しておりませんが、ご指摘のように、幹線道路の渋滞回避などの要因により、生活道路へ流入する車は増加しているように思われます。

以上です。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。計画された目標に向けて、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。なお、交通事故の発生率ということで、私も若干調べさせていただきました。

したデータによりますと、県下どこの市よりも発生率については多いと、こういうふうなことをお聞きしたという事例がございます。後日で結構でございますので、ご確認をよろしくお願ひ申し上げておきます。

また、危険とされている生活道路の交通量も、この機会でございますので、一度、今後の参考のために調査をされてはいかがでございますでしょうか。よろしくお願ひ申し上げておきます。

それでは、計画の中でも、特に深刻な状態にある高田バイパスの整備について、お伺いをさせていただきます。この件は、先輩議員、幾度となく、この一般質問で取り上げられております。その都度、理事者側からは、幾度となく、前向きな答弁でされておるといふことも承知はしております。しかし、この道は国道ですので、国の方針がどうであるか、これが重要な要素になってくるかというふうに思います。国がこの事業を検討する場所ということ、私も若干資料をいろいろ見させていただきましたけれども、事業評価監視委員会と、こういう国の機関のところ、評価をされておるといふことをお聞きしました。昨年12月、これが再度評価をされたということでございますので、その内容につきまして、お聞きをさせていただきたいというふうに思います。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 平成25年12月2日に実施されました事業評価監視委員会での一般国道165号大和高田バイパスの再評価では、次のような国の対応方針案が出されています。

国道165号は、奈良県を横断する主要幹線道路であり、その一部を構成する大和高田バイパスは奈良県中南部と大阪経済圏の連結強化の支援や現道の交通混雑緩和など重要な役割を担っている。未整備区間に並行する御所・香芝線の渋滞緩和等のため、引き続き、事業の必要性が認められる。未整備区間については幅員縮小案や代替ルート案などの計画変更案について検討が進められているところであり、県、市等の関係機関や地元住民の意見を聴取しながら進めていくことが適切である。この国の対応方針案のとおり、事業評価監視委員会では、事業継続と判断されております。

以上です。

西川議長 増田君。

増田議員 今、ご紹介ございましたように、事業の継続ということ判断をされたということでございますので、引き続き、国、県との協議をよろしくお願ひいたします。若干、重複をしますが、私も基本的なところを理解するために、もう一度、私なりにつけ加えて、お話をさせていただきます。

この道は、先ほどあったように、橿原・香芝165号線の橿原、香芝間の交通混雑を緩和するために、高田バイパスをつくられたということでございます。その結果、橿原、香芝の交通量は減少しました。私、ある香芝の行政の方にお聞きをしました。非常に165号線、バイパス後、交通量は減ったよということをお聞かせ願ひしました。事実ですね。それとともに、何となく活気がなくなったと。これは痛しかゆしというふうなところもございますけれども、そういう不便が解消されたけれども、若干寂しくなったというふうな、そういうニュアンスの

評価をお聞きさせていただきました。

しかし、未整備区間に並行する御所・香芝、要するに山麓線のところの御所・香芝線につきましては、渋滞が発生しておるという事実でございます。整備によって、要するに、この未整備の区間の整備によって、御所・香芝線の山麓線の交通の円滑化が期待できると、先ほどあったようなところでございます。この未整備による弊害は、御所・香芝山麓線の渋滞以外に、渋滞を避けるために通過する周辺的生活道路にも及んでいます、こういうふうに評価委員会のところで、コメントも入っておるとこういう結果でございました。ただ、車が多く通るということにつきましては、弊害ばかりではございません。先ほど申し上げましたように、地域としても、多くの経済効果を生むことも期待できるということでございます。以前から議論もあるように、地域住民の意見を反映しながら、ルート変更も含めて未整備区間の解消を図っていただきたいと思いますが、現時点の市の考えがあればお聞かせを願いたいというふうに思います。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 現時点での市の考えということでございます。市といたしましては、県、市などの関係機関や地域住民の意見を十分にお聞きし、また、太田南交差点を初めとする山麓線の渋滞対策やまちづくりの観点等を踏まえ、国土交通省、奈良県と協議してまいります。

以上です。

西川議長 増田君。

増田議員 高田バイパスは既に未整備であろうとなかろうと、奈良県の中南部から大阪へのルートとしては、車を利用する人、また、カーナビゲーションの中に定着をしております。しかし、未整備によって市民生活に大きな影響を与えているということは事実でございます。

先日、奈良新聞でしたか、記事を見させていただきました。京奈和道路の御所インターチェンジ付近に大きな工業施設の誘致、こういう記事が載ってございました。私もその記事を見て、とっさに、また大きな工場ができて、この地域、要するに高田バイパス並びに山麓線を通る車の増加というものが懸念されるなというふうに、即座にそういうことを感じたということもございます。そういうふうなこともございますので、早期の対策をよろしくお願い申し上げます。

道路に関しまして、もう1点でございます。総合計画の中での一部を紹介させていただきます。近鉄南大阪線、それから御所線、これが接続する駅、それから特急もとまるということで、尺土駅におきましては、現在、駅へのアクセス道路が非常に狭く、駅前広場もなく、道路交通として非常に不便な条件であると。このことにつきましては、駅前広場の開発ということで、現在、平成29年度をめどに進められておるということは事実でございますけれども、道路状況についてはまだそこまでに至っていないと、こういう状況でございます。尺土駅から市の中南部地域を結ぶ南北軸が脆弱で、狭い道で通過交通が流入しておると、こういうことが見られます。南北方向の道路整備が促進をされることが必要であると、こういうふうなうたわれておるということでございます。

さらに、各公共施設、市内の多くの公共施設へのアクセス道路でございます。今後、無駄

な公共施設が統廃合していくということも検討しておられるというふうに思います。つまり、今後は、今まで以上に、當麻の地域の方々が新庄、新庄の地域の方々が當麻へと、こういう、北、南の移動という機会が非常に多くなっていくであろうと、こういうふうなことが予測をされるところでございます。また、旧の両町のつながりと、葛城市ひとつというつながりの意味においても、南北をつなぐ道は非常に重要であるというふうに思います。

そこで、お尋ねをいたします。公共施設へ行くルートについてでございます。具体的に、新庄庁舎から當麻庁舎へどういうルートをたどって行かれますか。そういうことを一度お尋ねをしてみたいと。また、その道を通って、どういうふうに感じておられますか。率直な意見で結構でございます。また、それを人に伝えるとき、どういう道を教えますか。こういうことをちょっと問うてみたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 ルートについてのご質問です。職員の場合、例えば、職員が新庄庁舎から當麻庁舎へ行く場合は、疋田、大畑、八川、長尾などを通るルートを走ることが多いと思います。また、人に教える場合は、県道御所・香芝線を教えることが多いと思います。

以上です。

西川議長 増田君。

増田議員 今、お話にございました、1つは、非常に狭い生活道路をくねくねと曲がって、どこの道を通ってどうやってやら、知らない人から見るとなかなかたどり着かない、教えるにくい状況にあると。結果的に、人に教えるときは、わかりやすい遠回りの混雑をする山麓線を通ると、こういうのが実態であるというふうに思います。いろいろと理由はございますけれども、そういう実態を踏まえて、今後、必要性もしっかりとご認識をいただいて、前進をしていただきたいというふうに思います。

道路整備につきましては、非常に費用が膨大であるというふうなことで、国、県の事業としてお願いをしておられると、多分、そういうふうな都合でこの辺の道につきましても、県、国の意見を、都合に委ねておるとのことかと思えます。そういうことが、なかなか市としての思いが伝わりにくいというふうなことが進まない理由であるのかなと、私の憶測でございますけれども、そういうふうに感じているところでございます。

しかしながら、広域的な観点から見ましても、この南北の道という位置づけのものにつきましては、その北である香芝市とのつながりにも関連するルートかと思われれます。また、尺土駅につきましては、奈良県でも、関西国際空港に一番近い駅に当たります。アクセス道路と駅前広場の整備さえ整えば、空港バスも、今後、企業が検討されるというふうなことも、十分予測されるわけでございます。そういうふうな電車で空港に行かれる、利用される多くの県民に利用も見込めると、こういうふうなことも、広域的な観点から見ても、この尺土駅とのつながりは深いものであると、こういうふうに思います。

そこで、市長、力強いこの辺のところの道路に関するご答弁よろしくお願い申し上げます。

西川議長 市長。

山下市長 増田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

南北道、しっかりと進めていってほしいということでございます。現在、都市計画マスタープランでは、弁之庄・木戸線という形でこの南北道を位置づけて、尺土の方と新庄の方とつなげていこうということで考えさせていただいて、葛城市の中で、県の方にご要望させていただきながら、進めさせていただいておるところでございますけれども、県は、広域幹線道路という考え方の中で進めるようにということで、ここから言えば、葛城市、大和高田市、香芝市という広域の道路として見ていかなければならないというご指摘をいただき、また、その関連の市とともに、この要望を出させていただいておるところでございますし、また、県知事の方からは、この道路をつくって尺土周辺、また、葛城市の中をどのようなまちにしていくのかということ、しっかりと考えて、いろいろと話し合っていきたいと思いますというお話をいただいております。調査費等も何度かつけていただいているという道路でございますけれども、これからもしっかりと、住民の利便性、また、まちの発展ということを考えた上で、県に要望しながら、早期にこの道路の計画が進むように、私たちもしっかりと要望してまいりたいというふうに思っております。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。大変期待をしておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げておきます。若干、整理、まとめさせていただきます。

いろいろと聞かせていただきました。道路は単なる車が通るための道具だけではございません。経済発展、生活、福祉、そういうふうな観点から見ても、非常に重要な装置の1つであるというふうに思います。しかし、現状を見る限り、他の事業よりもおこなっている感がございます。地域と国と県と、こういう連携を十分とっていただきながら、早期解決をお願い申し上げます。

それでは、次に、2点目でございます。農業の担い手支援についてでございます。最初に、葛城市の農業の現状につきまして、お尋ねをさせていただきます。

西川議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 産業観光部の河合でございます。ただいまの増田議員のご質問にお答えいたしましたと思います。

本市における農業の現状は、担い手不足、高齢化、耕作放棄地や保全管理の地の増加等によりまして、大変厳しい状況にあるわけでございます。葛城市の水田面積は、平成18年度におきまして、789万2,259平方メートルでございます。平成25年度におきましては、740万3,147平方メートルとなっております。48万9,112平方メートルの減少となっております。農家数におきましては、土地持ちの非農家も含めまして、平成18年度におきまして2,075戸であったものが、平成25年度におきましては、2,024戸となっております。51戸の減少となっております。農業離れが加速している状況となっております。農業離れが加速している状況となっております。

また、販売額といたしましても、平成12年度におきまして、販売額が27億円に對しまして、平成17年度におきましては25億円ということで、2億円の減少となっております。

また、作付状況についてでございます。平成24年度産といたしまして、水田面積は734へ

クタール、1万1,758筆に對しまして、水稻が441ヘクタール、5,366筆で作付されておるところでございます。野菜類では、ネギが最も多く、作付面積が19ヘクタールの209筆で作付され、野菜類全体で138ヘクタールの2,924筆が作付をされている状況となっております。花卉類では菊が最も多いわけでございます、20ヘクタールの288筆で作付されております。また、ヒマワリなどの景観形成の作物につきましては、4ヘクタールの76筆で作付をされていると。イチジクなどの果樹類全体では、7ヘクタールの254筆で作付されているという状況になっておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。多くの市民の皆さんにも、地域の皆さんにも、農業を理解していただきたいという思いもございまして、私もいろいろな資料等分析をしてみましたので、若干、先ほどのご報告と重複しますが、説明をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、平方メートルということで、私、ヘクタール単位じゃないとちょっとわかりにくいので、皆さん方にも、そういうふうなことも含めまして分析をしてみました。ご存じのとおり、市の面積につきましては、ヘクタールでいきますと、3,300ヘクタールという数字でございます。これはもう皆さん方、十分ご承知のとおりであります。そのうちの、1,300ヘクタールが山であると、山林になってございます。つまり、それを除いた、これを可住地面積と、こういうふうに表現をされておりますけど、2,000ヘクタールと、こういう面積でございます。そのうちの41%、4割以上が農地になってございます。先ほどございましたように、水田と畑を含めますと、800ヘクタール、41%、こういうバランスでございます。非常にこう聞きますと、半分近くが農地の点在している非常に農業と、それから住とがバランスよく保たれておるまちであるかなと、こういう印象があるかというふうに思います。なお、この800ヘクタールの面積でございますけれども、県下の市町村の中で10番目ということで、面積的には、全体の面積はそんなに広くない市でございますので、10番目ということでございます。この農地が、農家のみならず、多くの市民にとって、この管理が理想的な形で活用されておるかどうかによっては、市民に対する大きないろんな面での影響があるかというふうに思います。日ごろ、何げなく生活をしている中にも、周辺の山林や農地、住んでいる方々に多くの貢献をしておると、これは国の方からもいろいろと協議をされておる、多面的機能と、こういうふうな表現をされておりますけれども、問われておるということでございます。

農家戸数2,000ということで、これは県下9番目の人口であるというふうに言われております。先ほどございましたように、土地持ち非農家とこういう方々が約700あると聞いてございます。要するに、土地持ち非農家というのは、10アール以下の非常に狭い面積の農地をお持ちの方という方が約800、600、700といった数字かと思っておりますけど、それを含めた、零細な農家の多い2,000戸の集まりとこういうふうなニュアンスでございます。

農業生産高につきましては25億円ということで、これは県下で6番目と、比較的、立派な

成績といいますか、生産額の多い地域であるというふうに感じます。ご存じのとおり、日本一の実績でございます二輪菊を初めとする菊、花卉類でございます。この数字につきましては、ご承知のとおり、小菊の非常に盛んな平群町に次いで、県下2番目の実績ということでございます。青ネギでございます。これはもうばりばりの県下1番の実績でございますけど、その他、軟弱野菜が多くつくられておると。それから、酪農でございます。非常に14戸の酪農家から9戸ということで激減も、いろんな状況の中でされてございますけれども、五條市、それから山添村のJ1の大きな牧場に次いで、県下3番目の酪農実績とこういうふうな数字でございます。その他、ナス、米というふうなものが、主な主産でございますけども。

米につきましては、そんなに多くつくられておる実態はございませんけれども、一番大切と言われておる県内のヒノヒカリ、これの種子生産につきましては、約70%を超える実績を葛城市で担ってございます。ご承知のとおり、奈良県産ヒノヒカリにつきましては、全国食味ランキングにおきましても、特Aという数字、この特Aの中でも、北海道、それから長崎に続きまして、全国トップクラスの評価をいただいております、こういう立派なおいしい、ヒノヒカリの種子を葛城市で多くを担っておると、こういう実績もございます。

特に注目したいのは、面積当たりの生産額でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました、非常に狭い面積で高収入、高収益を上げておられます、平群町の10アール当たり47万円の次、10アール当たりの生産額が31万円にも及ぶということで、非常に効率のよい農業経営が、専業農家を中心にやられておると、こういう実績でございます。これにつきましては、先人から受け継いでおります、ずっと守られてきた恵まれた土地、水、それに加えて、伝統の技とでもいうんですか、そういう技術によるものというふうに思っております。しかし、先ほどございましたように、専業農家、約100というふうに聞かせていただいております。兼業農家主体の状況になってございます。近年はさらに取り巻く環境も厳しく、担い手の減少、高齢化が進んで、守られてきた市内の緑、景観が、悪化の懸念をされるところでございます。専業農家はもとより、シニア世代も含めました兼業農家など幅広い担い手の育成確保、これが喫緊の課題というふうに思われます。市の支援策につきまして、お尋ねをさせていただきます。

西川議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問につきまして、お答えいたしたいと思っております。

本市では、平成21年の12月に農業者等24名によって設立されました、葛城市農政活性化推進協議会によりまして、担い手の育成や確保に関する事等、地域の農業の振興に関する事が協議をされてきたところでございます。昨年からは、担い手対策の支援策といたしまして、奈良県にも協力いただいた中で、農業の担い手づくりを目的に、就業希望をする市民を対象とした「就農塾」ということで、まだ案の状態ではございますけども、(仮称)大和かつらぎ就農塾を開設しようという動きになっておるところでございます。この塾につきましては、1年間のサイクルで座学と実践演習をもちまして、就農を希望し、閉講後も農業を続け、生産した農作物を(仮称)道の駅かつらぎに出荷できるようなマーケティング対策を行えるようなシステムづくりを、現在、考案をいただいております。

また、平成22年度から、農業経営体育成交付金事業といたしまして、意欲ある経営体が経営規模の拡大や確保、流通、販売等の経営の多角化、六次産業化等に取り組む際に必要となる農業用機械や施設の整備等の経費の支援策を実施いたしておるところでございます。今まで4年間で、新規の就農者支援も含めて、6名の農業者の方に、花卉の結束機等の支援を実施させていただいたところでございます。また、平成26年度におきましても、ハウス用のヒートポンプ1名を予定させていただいているところでございます。また、認定農業者等が農業経営の近代化に向けて、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金を借り受けられた、認定農業者等の方々に対し、利子補給をさせていただいておるところでございます。平成25年度におきましては、6名の方と3生産組合に実施をいたしまして、平成26年度におきましても、6名の方と3生産組合に実施を予定いたしておるところでございます。また、耕作放棄地や保全の農地対策といたしまして、現在、寺口、梅室、竹内の有志の方々で、葛城山麓ファームを設立されまして、この団体におきまして、耕作放棄地や保全農地約1ヘクタールに桑の木が栽培をされておるところでございます。桑の葉より桑の粉をつくり出し、葛城市の特産にしようと、地域の農地は地域で守るを合い言葉に日々、頑張らせていただいております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 この中に、専門支援につきましては、もしございましたらお願いいたします。

西川議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 専門農家の支援についてでございます。本市は二輪菊の生産では日本一でございます。生産農家のほとんどが高齢化をいたしておるところでございます。本市の特産でございます菊を次世代にも残せるよう、花卉農家に対しましての担い手対策及び支援といたしまして、今年において、販売農家等の方々を対象に、本市と奈良県、それからJAならけん、販売農家が四位一体となりまして、(仮称)葛城市花卉生産協議会を設立いたしまして、花卉農家等の担い手育成に努め、特に若い就農者に対しまして、生産や販売に関する情報流通を密にできるように、より収益が上がる農家を目的に担い手対策を進めていく予定となっております。また、葛城市のネギは生産量で奈良県第1位を占めておるところでございます。生産農家も現在19戸とふえておるところでございます。市といたしましても、新規就農者がふえ、より収益のある農業者になり得るよう、県とJAならけんとタイアップいたしまして、担い手対策を進めていくところでございます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。今、ご説明にもございましたように、県、JAとの連携、これが非常に重要かというふうに思います。先日、JAグループの営農経済改革というものが農業新聞の方で発表されておりましたので、3つほどございました。

1つは、食料の自給力の向上。それから、2つ目が、農業所得の向上。3つ目に、地域の活性化、この3つを基本方針としておるといふことで、具体的には、ご承知の方もおられま

すけれども、担い手専任担当者、通称タックと言われる、営農指導員でございますけれども、そういう方々の増員、それから、担い手支援のための支援のお金でございます基金の創設などもやっていくと、こういうふうなことで、JAグループ、全国のグループではそういう方針が打ち出されておると。しかしながら、JAならけんにおきましては、私の口から言うのも何ではございますけれども、県単一農協ということで、なかなか地域に対する意識、そういうものが希薄になっているの違うかなと、これはもう私も非常に現場で感じて、経験をしてきたところでございます。

そういう意味で、先日、私、大森町にございますJAならけんの営農部長にお会いをさせていただきました。地域営農について、どう考えているんやと、非常に私が問いただすのものがななものかなと思えますけれども、あえて、立場をふりかわって、市町村の単位、市の立場で、この考え方についてお聞きをさせていただきました。部長いわく、やはり、市町村の積み上げが奈良県農業の1つの実績であると。いろいろと特産品につきましては、市町村単位で、各地域で、立派な、先ほどご説明にございましたような特産品が存在すると。それぞれ地域との連携、要するに市町村並びに県、JAとの連携を密にして、この地域の農業を支えていくんだと、こういうことで、力強い営農部長のお答え、考え方も拝聴させていただきましたので、今後とも、十分な連携をとっていただきたいとこういうふうに思います。

また、県につきましても、その窓口でございます中部農林振興事務所、こちらにもちょっとお邪魔をいたしまして、渡辺所長の方にも、いろいろと県内の実態なり、全国の実態等につきまして、お話をしてまいりました。特に、市の特産品でございます、菊の後継者対策につきましては、先ほどご説明にございましたように、協議会を早く取り組みたいという強い思いをお聞きをさせていただきました。それから、各他の市町村の担い手支援の事例、これも、何かいい参考になるようなものがあればなということでもお聞きをさせていただきました。中身は非常にバラエティーに富んだ都市型の支援策等も各市町村でお持ちというふうな事例も、資料としていただくことができましたので、後日、また担当の方にもご紹介をさせていただきますというふうに思います。

先ほどありましたように、この三者、県、それからJA、市が一体となったこのところに、市の農業委員会も含めました連携は、この市の行政の調整機能というものが非常に重要になってくるんじゃないかなというふうなことも思われます。ぜひとも、この調整機能を発揮していただいて、連携プレーを十分にやっていただいて、今後の農政に力をかしていただきたいというふうに思います。

それから、次の問題でございます。国の農業施策、大きな見直しがあったと。安倍首相が米の生産調整を廃止するといったようないろいろないわゆる「米改革」でございますけれども、変更、見直しがあったというふうに聞かせていただいてございます。先日、各都道府県別にも、そういう説明会があったというふうに聞いてございますけれども、概略で結構でございますので、内容をお聞かせ願いたいというふうに思います。

西川議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問でございます。平成26年度におきます国の担い手対策の概要で

ございます。平成26年度は、平成25年の12月に閣議決定をされました農林水産業の地域の活力創造プランに基づきまして、農業を産業と強くする部分、国土保全といった多面的機能の発揮の部分の両車輪で、対策が強化をされておりました、次の4つの改革が実施をされるところでございます。

1つ目が、農地流動化を進める画期的な手法といたしまして、農地中間管理機構が創設をされるところでございます。

また、2つ目が、経営の所得安定対策の見直しといたしまして、米の直接支払交付金が平成26年産米から、単価が10アール当たり7,500円と、平成25年度の半額となるところでございまして、平成30年度からは廃止がされるということでございます。

3つ目が、水田のフル活用と米政策の見直しといたしまして、平成26年度産米から飼料用米等への数量払が実施されるということでございます。

4つ目といたしまして、日本型直接支払制度が創設をされまして、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払政策が創設されるということの4つの改革が進められるということでございまして、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって、農業農村の多面的機能を維持発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、強い農業をつくり上げるものとなっております。

以上4点が、今回の国の担い手対策の概要となっております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 今、お話にございましたように、見直しのポイントは、農地の活用、それから、ばらまき助成の見直し、飼料米への誘導、農業の多面的機能の発揮、こういう簡単に言うと4つというふうに受けとめさせていただきました。国の支援策は、農家へ最近、直接導入されると、いろんなやりとりも、直接ポストに農家から回答を入れるとか、そういうふうなシステムになっておるといようなことも聞いてございます。そんなこともございまして、この内容が農家に伝わっているのかどうかと、伝わりにくい、資料を見ましてもなかなかわかりにくい、こういう内容でもあるかというふうに思います。わかりやすい説明で、有利な国の施策等につきましても、農家に伝えていただけますようによろしくお願いを申し上げておきたいなど。例えて言いますと、新規就農者、新たに若者が農業をしたいと言ったときに、年間150万円の支援の金をやるよと、5年間やるよと。こんな、ぱっと聞くと、非常に有利なお金で、150万円である程度食っていけて、それで、農業を5年間で成功したらスムーズに農業できるの。こんなことも市内で2、3名の方あるというふうには伺っていますけれども、そんなことももし知っていたら農業したのにと、そういうことにならないように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そこで、今ございました、農業の多面的機能というものにつきまして触れてみたいと思います。これは、どういう意味かといいますと、農業の支援、私が農業の支援をお願いしているということは、農業者に対する単なる支援でないということの裏づけとしても、十分お酌

み取りをいただきたいという意味で、農業がもたらすいろんな効果をご紹介させていただきたいと思っております。いろいろと資料を見ましたら、農林大臣の諮問を受けました日本学術学会のまとめによります6項目と、こういうこととございます。

1つは、食料の量的、質的安定供給、要するに、国民の食料を保障するという農業の機能です。それから、2つ目は、雨、風等、非常に突発的なそういう災害を一時的にこの農地が水を含むことによってもたらされます土砂の崩壊、土壌の流出、それから洪水防止、こういったような国土保全といったような効果。3つ目、水をためる力、水源の保水等、それから、二酸化炭素を吸って、酸素を出す、酸素を人間が吸って、二酸化炭素を出すといったような大気の浄化等の環境の保全に対する機能。それから、4つ目に、安らぎ等の景観形成となる効果。5つ目は、生態系、トンボが飛んだり、テントウムシがおったりというそういう自然の生態系の保全という機能。それから、6つ目は、市内でいろいろと祭りごと等とございます。この神事につきましては、そのほとんどが豊作を願う神事でございます。そういう伝統的な文化の伝承、そういうことも農業がもたらす機能というふうに言われておるということとございます。こういう機能につきましては、本来は、国家レベルでいろんなダムをつくったりという公共事業に、もしなかった場合は、そういうことを農業が担っておると、こういうことであるかというふうに思います。

国に関連いたしまして、もう一つ、非常に話題を呼んでおります、TPP問題でございます。これは、日本の農業にとって、非常に不安材料というふうに農業者側からは意見が活発に行われております。しかしながら、国の利益ということから見ますと、TPPに参加をする意見の方が多いというふうに聞いておりますし、私もそういうふうに感じております。しかし、国際競争力の弱い日本にとっては、安い海外農産物の流入によって、経営が成り立たなくなります。それは十分予測されます。それでもしゃあないがなど、安い食べ物が入ったら、それの方がありがたいがなど、こういう国民も多くおられるというふうにも伺っております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、こういうどんどん農家が減ることによる、環境への悪化というものが弊害として出てくると、こういうこととございます。そういうふうな意味から、農業のもたらす機能も含めまして、多くの市民にとって、この農業の振興につきましては、重要であるというふうに思います。そういうふうな意味からおきまして、今、進めていただいております、地域活性化、道の駅につきましては、TPP問題、それから農業の多面的機能発揮への効果、食料自給力、この3つの大きな向上に寄与する事業であるというふうにも思います。ただし、これは、非常に多くの方々が大きな期待によって、この地元野菜、農産物、安心、安全、地元野菜といったものに対する期待は大きいかというふうに思います。この期待にどれだけ応えられるか、これは、担い手育成していかないと、需要に見合う生産出荷、この確保が今後の結果につながってくるというふうに思われます。そういう意味においても、担い手の育成確保、十分していただきたいと思っております。

最後に市長、よろしく申し上げます。

西川議長 市長。

山下市長 ただいまの増田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

農業の公共性というお話をいただきました。行政が果たすべき役割の中で、農業の持つておられる多面的機能をいかに保全していくのかというところで、農業が持つておられる機能をやっぱり行政が後押しをしていくということは非常に大事であるというふうに思っておりますし、農家自体はもうかっている農業ともうからないで大変な状況になっている農業と両極端なところもあると思いますので、しっかりと支えられるような姿勢、体制というものを確立していく、行政としてお手伝いをしていくということも、農業が持つておられる公共性を担保していくためには大事であろうというふうに思っております。

担い手をどうしていくんだ、そういうところも、しっかりと、葛城市の現在の遊休地、空き農地等、耕作放棄地も含めて、どのような形で管理をしていくのか、誰がそれを担っていくのかということも考えていかなければなりませんし、また、空き農家と、空き家等も少なからずあるわけでございますから、そういうものも一体的に考えて、Uターン、もしくはIターンで葛城市で農業をやりたいという方がいらっしゃった場合、どのような形でそれをサポートしていけるのかということも含めて、考えていかなければならないというふうに思っております。ただ、それだけじゃなくて、リタイアをされて、退職をされて、農地を使っているいろんな野菜をつくっていきたいとおっしゃる方々もたくさんいらっしゃるだろうと思いますので、そういう方々にも利活用いただいて、みんながこぞって、農業に触れていただく、生産物をたくさん生産していただくというようなものを、専業の方、また、兼業の方、リタイアされた方、それぞれ違う方法になろうかと思っておりますけれども、後押しをしていけるように、増田議員も専門的な知見でいろいろとご意見をお持ちでしょうから、また、ご相談に乗っていただきながら、ご意見を頂戴して、行政としても進むべき方向というものを見つけてまいりたいというふうに思っております。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。今後とも、農業支援、よろしく願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

西川議長 これで、増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時10分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

吉村議員 皆さん、おはようございます。これより、議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

今回の私の質問は2問です。初めに、先ほど皆さんとともに黙禱させていただきましたけれども、きょうで東日本大震災発生より丸3年になります。それを受けて、過去に當麻庁舎の耐震問題について質問させていただいておりますけれども、その後についてお伺いします。

そして、2点目は、先月、大阪の豊能町におきまして、大規模な土砂災害がありましたけれども、葛城市にも大字平岡に大きな土の山があります。そのことにつきましても、過去に一般質問させていただいていますけれども、その後についてお伺いしたいと思います。これよりの質問は、質問席にて行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

西川議長 吉村君。

吉村議員 それでは、質問させていただきます。

當麻庁舎の耐震問題について、この件に関しましては、平成23年12月議会におきまして、庁舎の統合について質問をさせていただいた際に伺っています。その後、翌年の平成24年には、耐震診断のための現地調査が行われ、また、その結果をもって、公的機関の財団法人奈良建築住宅センターに判定依頼されました。それによります結果報告は、昨年3月議会におきまして、春木前議員が一般質問されました際の答弁の中で明らかになっています。具体的に8つの改善箇所が示され、耐震改修は必要であるとの結論に至っています。ただ、行政側の意見としましては、平成25年度に、有識者によりますファシリティマネジメント検討委員会を設置し、市内公共施設として保有する資産やそれらの利用環境を総合的に企画、管理、活用する資産活用を推し進めていく中で、今後の方向性については、補強工事を行うのか、また仮設市庁舎を建築し、建替えるのか、また、機能の移転を含め、財政状況もよく見きわめた中で、いずれの方法が最もよいのかを検討していきたいとの答弁がされています。

先日の市長の平成26年度施政方針の中でも、統廃合も含めた検討の必要性を述べられました。そこでお伺いしますが、ファシリティマネジメント検討委員会を含め、その後の進捗状況について、お伺いしたいと思います。

西川議長 山本総務部長。

山本総務部長 失礼いたします。総務部の山本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

當麻庁舎も含めた公共施設の耐震課題面での現在の取り組みについて申し上げます。現在、本市には、新庄・當麻両庁舎を初めといたしまして、公共施設139施設があるわけですが、これらの施設の多くは、建築後、相当年数がたち、老朽化も進んでいるのが現状でございます。こういった現状のもと、公共施設の適正、効率的な管理、また、活用、長寿命化等につきまして検討するために、平成25年度に、国や県のファシリティマネジメントに係ります専門部署の職員の方、市民代表の方、大学教授、学識経験者といった有識者が入った中でのファシリティマネジメント検討委員会を設置させていただいたところでございます。

また、現在、緊急雇用創出事業を活用した中で、公共施設のマネジメントのための基本調査業務を進めてきておるわけでございます。この事業では、庁舎系の施設を初め、教育施設や社会福祉施設、集客施設、住宅系の施設や公民館などの施設を対象といたしまして、各施設の建築年次、構造、面積、階層などの基礎データの調査に加え、同類施設の維持管理経費を比較するための光熱水費のデータ調査や、また、施設利用人数調査も行うなど、基本的な各施設の調査を行っているところでございます。

現状につきましては、以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 山本部長よりお答えいただきました。ありがとうございます。

市長の施政方針の中にも、このファシリティマネジメントの検討委員会については触れられておられましたけれども、その中で、委員会を立ち上げて、3年をかけて検討するとありますけれども、今後につきましては、どのようにされようとされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 今後の取り組みについてでございます。これまで、本市が保有いたします全施設の状況が見えてこない中で、各施設ごとに、単発的な改修工事などを実施してきたという経緯があるわけでございます。これまでのように即時処理の対応をすることよりも、全体の施設の現状把握を行ったもとの、中長期的な視野に立ち対応することがいかに重要であり、また、必要であるかという認識のもとに、平成26年度は、今年度行った施設の基本的な調査に加えて、建築士によります屋根、外壁及び床や壁、天井などの内外装や、また、電気、給排水、エレベーター、空調などの設備関係の劣化度を目視によって調査を行うとともに、各施設で把握しております過去の修繕履歴を取りまとめ、今後、施設維持に係ります経費がおおむねどの程度かかるのかといったライフサイクルコスト、これの試算を行う予定をしておるところでございます。あわせて、昭和56年以前の旧耐震と呼ばれるコンクリート造の建築物につきましては、その躯体の状況を把握するために、コンクリートの中酸化調査も予定いたしておるところでございます。これらの調査資料をもとにいたしまして、施設の個別情報をより深い内容で整理いたし、ファシリティマネジメントの検討材料として、検証活用いたしてまいりたいと考えておるところでございます。

そして、3年目以降でございます。ただいま申し上げました調査資料をもとに、その施設が担っております利用目的が果たされているのか、また、重複している機能は何なのか、その機能を移転できるのか否か、今、必要とされている住民のニーズに合致しているのかといった内容も踏まえまして、ファシリティマネジメント検討委員会の皆様からご意見を十分いただき、必要となる施設につきましては、耐震化や長寿命化を図るなど、各施設にとって最適、最良となる方向を見出していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。今、聞いていますと、あらゆる施設を総合的に考えるということなんですけれども、私が今、質問している當麻庁舎だけで考えさせていただきますと、災害時には、第1次、第2次避難所というのが指定があるわけなんですけれども、庁舎も市民が避難するであろう場所です。また、災害復旧に向けての1つの拠点ともなるべきところだというふうに私は認識しております。例えば、地震が起こったとき、来庁した市民、庁舎内で働く職員の命を守ることはもちろんですけれども、避難してこられる住民を受け入れる体制をつくるためにも、庁舎として存続をさせるのであれば、しっかりと耐震改造をすべきだというふうに思います。

先ほどもありました、あの東日本大震災からきょうで丸3年になりますけれども、大震災発生から5カ月後の8月、私は宮城県庁に行く機会がありました。その際、そのときの庁舎というのは、5カ月たっていましたけれども、まだまだ雑然としたものがあり、それは地震そのものの後の雑然とした部分もちろんありましたけれども、住民が災害を逃れて、身を寄せていた後のそういった部分も随所に見受けられました。実際、職員の方からは、地震直後は、多くの県民の方々が避難してこられましたということもお聞きしました。

施設の維持管理とサービス提供の機能は別であると、市長は施政方針の中でも述べられています。サービスの提供をどこで行うのか、また行えるのかという視点からも検討すべきであると考えていますとも言われています。前回、この質問をしましたときにも言いましたけれども、當麻庁舎につきましては、その機能を、當麻庁舎の向かいである、例えば、當麻文化会館に移すことも視野に入れ、庁舎の存続については考えていただきたいというふうに言わせていただいています。そこで、これらについて、市長の考えを伺っておきたいというふうに思います。

西川議長 市長。

山下市長 吉村議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員の立場から、いろいろと、これも心配やと、あれも心配やと言われるのは当然のことだろうと思います。前回の12月の質問では、住民の皆さんが避難をする大字の公民館とか集会所、これが第1位やから優先やから、その建替えとかをやってください。今回、でも、當麻庁舎も大事やからやってください。僕らの立場としたら、どっちも大事ですから、何をどういう形で優先をしていくのかということ、先ほど部長が説明をしましたとおり、139ある施設を全て調べさせていただいて、その上で、改修しながら保有をし続けるものなのか、それとも、建替えるべきものなのか、また、統廃合していけるものなのかというものを、データをもって調べていかなければわからないというところです。

それと、葛城市が合併してから、一番先に何に着手をしてきたかといえば、学校の耐震化、子どもたちのふだん勉強しているところであり、なおかつ、避難場所になる、広域避難所になる学校の耐震化と体育館の耐震化等に、一番最初に着手をさせていただいた。その中には、子ども第一という考え方、それと、国の方から有利な財源、補助金が3分の1ないしは2分の1の補助金が出てくるということと、さらに、合併特例債を使って、市の持ち出しがほとんどないという有利な条件が整ってきた、それで、学校の耐震化、これもう既に100%達成をさせていただきましたけれども、やってきました。

これから調べて考えていくものについては、庁舎については、一切の補助金はありません。ですから、どういう形で維持をしていくのかとか、いろんな知恵を出しながら考えていかなければならないということです。財源としては限られた財源しか葛城市はないわけですから、その中で、今、ファシリティマネジメントの検討委員会というのを3年間、平成25年度、平成26年度、平成27年度の3カ年かけて方向性を見出しますということをやっておりますけれども、国土交通省の方からは、また、これとは別に、道路または橋の維持管理に関しても、市の方がいろいろと調べて、だめなところは変えていきなさいということも言われています。

今まで、高度経済成長の時代や、また、バブル終わってから崩壊のときには経験をしたことのない、コンクリート造の建物をどうやって維持管理していくのか、今までは建てるだけでした。建てて、それを使うということだけを考えてきたらよかった時代から、それを修理するのか、もう一回建て直すのか、それとも、やめてしまうのかということも含めて、考えていかなければならない新しい概念の時代に入ってきたということをご認識いただきたいと思います。そのための、維持管理の費用というのは、今、まだ、国の方からはほとんど示されていない。どうやっていくのか、公明党さんの方からは、耐震等のニューディールとかという形で国の方に要望されたりしておりますけれども、しっかりとその財源等も確保しながら考えていかなければならない時代にある、今、その条件をどうやって葛城市が保有している施設、橋、その他のものについて、ちゃんと把握をした上で、それをどうやっていくんかということの今、ちょうど過渡期にあるというか、考えていかなければならない、整理をする段階にあるんだということをご認識いただいた上で、なおかつ、早期に着手をしていかなければならないものについては、その中で、着手をさせていただくという方向にさせていただきたいというふうに思っております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 前回私が一時避難所の公民館にと言いましたけれども、あれは努力している大字もあるから補助金を、負担を2分の1から3分の1、上限にしてくださいよということをお願いしました。今回の質問に関しましては、過去に一度しているわけです。そしたら、そのときの答弁が、一度耐震診断を行いますという答えでした。それで耐震診断をされて、結果が出ているわけです。それについても、まだあと3年待ってくださいという話に今なっているというふうに思います。その対応がね。それで、ファシリティマネジメントの会議、この間ありましたけれども、市長も出席なさっていると思いますけれども、そこではどんな意見が出たのか、ちょっと覚えておられたら。ファシリティマネジメントの検討委員会、先日、ありましたけれども。

西川議長 市長。

山下市長 我々が責任を持たなければならない建物については、當麻庁舎だけではないということです。当然、災害が起こった場合の大事な拠点の1つにはなるけれども、當麻庁舎の耐震診断を行ったからといって、そこだけにお金を注ぐことができないということを今、言っているんですけれども、なかなかわかってもらいにくいのかな。

吉村議員 いいえ、わかっています。

山下市長 ファシリティマネジメントの検討委員会の中では、そのファシリティマネジメントの考え方自体は、やはり、主要な施設の把握を行った上でどうしていくのかということを経験していきという前提に、そういう前提に立っての議論ですから、だから、當麻庁舎がこうだから、先に手をつけなさいとかという議論ではない。そういう意見は検討委員会の中では、出ていないというふうに思っています。市がどこの施設を主要な施設として出していくのか、それを平成26年度でどう検討していくのかということ、早く早くやっていきたいと思いますというご意見は頂戴をしております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 いろいろ事業のある中で、こういった命にかかわることをしなければならない事業はマストの事業だというふうに私は思っています。この建物の耐震は、このマストに当たるわけですが、すけれども、今回、こういうふうの結果が出ましたけれども、この私たちの、これは今から言うことは、そちらの行政側は関係ないかもしれん。今、議会の方では、この議場の5階を改造するとか改装するという話も出ていますけれども、それはこうした命にかかわることではないので、これは余談になるかもしれませんが、機能として不便かもしれませんが、それは我慢して、今やるべきことではないのかなというふうにも思います。こんなふうな議論をしていますとね。この検討委員会で、先ほどから言っていますけれども、頻繁に行う、1年間にどれぐらいの頻度でこのファシリティマネジメントを行って、3年をかけてしようとしているのか、それもちょっとお伺いしておきたいと思います。

西川議長 山本総務部長。

山本総務部長 ファシリティマネジメントの検討委員会の開催数ということでございます。先ほど、説明いたしましたように、平成25年度、平成26年度と各施設の基本的な調査等々をしていくわけでございます。その都度、集約いたしましたデータをもとにその説明、また、本市の抱えておる公共施設の現状の特色といったものをまず理解していただくために、年数回でございますが、3回程度になろうかと思うんですけども、開かせてもらって、まず、委員の皆様には現状、葛城市の施設、他市と比べて中でのどのような特徴があるのか、また、先ほど市長申されたように、急ぐものが何なのか、機能的に果たしておるのか、設置、建築当時の目的が満たされて利用されておるのか、そういった面も含めての開催、検討させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 庁舎が、人が避難する場所でもあるというふうに言いましたけど、もう一つは、災害があったときに、すぐに復旧の方にかかるわけですけども、その復旧にかかるのは誰かという、やっぱり職員の力だというふうに思うんですね。今、予算はない中でどうするんだ。一度結果が出て、これは耐震改造が必要ですよという結果が出たんですから、それだったら、その安全な場所にまず移って、それから検討するなら、全体をファシリティマネジメントでどの施設を残すかというのは必要だというふうに思いますけれども、そもそも、合併するというのは、2つのものが1つになってと、住民の考えとしてはそうですよね。経費も1つになる、軽くなるという思いで、合併のときは思ったように思います。

この間も、私は、この庁舎どうするんですかと、庁舎の統合はどうするんですかと、ある市民に聞かれて、まだ今からですと言ったら、今年で10年ですよと、まだこれからの議論ですかというふうに言われました。それが市民の考えだというふうに私も思っていますけれども。ですから、とりあえず、當麻庁舎は、私は経費の面も考えて、とりあえず、文化会館、あるいは今ある施設を利用して、職員の方を移動させてあげる、安全な場所に移動して、それから考えないと、もしかしたらあす、ぐらっとくるかもしれない。これは耐震に耐えられ

い施設であるというふうに結果が出ているわけですから、そのことを踏まえて、これから早急に検討していただきたいというふうに思いますけれども。

西川議長 市長。

山下市長 合併のときに私は議員としておりませんでしたけれども、合併のときに吉村議員はいらっしゃったと思います。そのときに、庁舎に関しては、これは、私、引き継いでおりますけれども、庁舎に関しては残すということを前提に協議をされて、そのことを各議会で議決をされて、取り決められたというふうに私は聞いておりますし、何も決まっていませんというふうにお答えをされたというのは、私は違うんじゃないかなと思うんですけれども、庁舎を2つとも存続させるとかさへんとか、どうしていくんだということに関してね。

これを、災害が起こったときにどうしていくねんということも考えていかなければならない、それは当然のことやろうと思いますし、今、あることに関して、吉村議員は、前の文化会館か、もしくは、前のときは、ゆうあいステーションに持っていけばいいやないかというお話をされました。いろんなことを考えて、やはり、その庁舎の機能をどうしていくんだということを、今、こちらの方は、トータル的に考えていきたいという、そのタイムラグの問題について、ご要望いただいているんだというふうに思っておりますけれども、できるだけのことを考えて、この庁舎をどうやって存続をさせていくのか、それとも、機能移転をしていくのかということ、今、考えたいということで、サテライト型のまちづくり構想であるとか、ファシリティマネジメントであるとかということ提案させていただいているんだと私は思っています。いろんな議論があつてしかるべきだと思うし、私が出していく案が常に正しいとは思っておりませんが、議論をしながら、どういう職員の配置が適切であるのか、また、耐震化についてどうやっていくべきであるのか、またこれからお互いに議論させていただきたい。今のところは、我々としてはこのまま進めさせていただいて、たちまち倒壊をするというような結果にはなっておりませんから、そのまま普通にあって、たちまち倒壊するというような結果にはなっておりませんから、それをどうやっていくのかということも含めて、議論させていただきたい、検討させていただきたいというふうに思っております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 災害に関しましては、たちまち倒壊するという結果が出ていなくても、東日本でも本当に想定外のことが起こっているので、少しでも危ないということは、命にかかわることですから、ぜひ早急に、これは相手が住民であれ職員であれ、命の大きさというのは同じですので、それは早急に、これも並行しながらですけれども、耐震とファシリティマネジメントは少し違うかなという思いも私はしていますので、考えていただきたいというふうに思います。よろしいですか。

では、次の、平岡の土地、山についてお伺いしておきたいと思います。先般の2月25日、大阪府豊能町において、大規模な土砂崩れがありました。積み上げられた残土によるものでした。このニュースを見て、大字平岡の土砂の山を連想し、土砂崩れについて心配された市民も多かったのではないのでしょうか。この大字平岡の土砂の山につきましては、平成24年6

月議会で一般質問をさせていただいております。その際には、平成25年10月までには、土砂の最終の高さを、赤池の堤防とほぼ同一の高さまでにするとの同意が、業者と大字間でされているとの報告がありました。ただ、口頭での約束ということで、文書を交わすようお願いし、実際に、その後、覚書が交わされています。しかし、残念なことに、覚書に書かれたことは期限までには履行されず、それどころか、土砂の搬入がその後も続き、山の形状も変わり、平成新山と名づける市民まで出てくるまでになっています。

そこでお伺いします。その後、両者間での話し合いがもたれたようですが、改めて、その内容と現況についてお聞かせ願いたいと思います。

西川議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 産業観光部長の河合でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村議員の質問にお答えいたしたいと思います。

覚書締結後における、その後の対応ということでございます。ご指摘の平岡地区の盛り土につきましても、平成22年の4月ごろから施工をされておるところでございます。平岡区の役員会におきまして、施工業者との間で何回となく打ち合わせを行われておりましたが、平成23年11月開催の大字懇談会におきまして、平岡区より、この盛り土に関し大変危惧しているとの旨の話があったわけでございまして、市といたしましても、これを受けて調査を行い、平岡区と協議を行った経緯がございます。

当初、平岡区より報告された内容といたしましては、平成23年12月25日において、平岡区と施工業者の間で、最終の盛り土の高さは赤池の堤と同等の高さとするとして、竣工期間が平成25年秋までに完了するというところで、両者同意されたところでございます。その後、平成25年11月におきまして、両者間で協議を重ねられた結果、平成25年12月20日付で、施工業者より平岡区に対しまして文書が提出されまして、竣工期日を平成28年12月に延期させていただきたい要望があったことで、平岡区として了承した旨の報告が区長よりあったところでございます。

その内容といたしましては、最終の高さは赤池の堤と同じ高さとして、今後は残土の搬入より搬出を優先させる。また、工事期間中は文書の内容に基づいた進行状況確認のための、3カ月ごとに平岡区と施工業者が協議するとの内容となっております。以上でございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。その後、改めて文書の提出がなされたということですが、その中の内容に、残土の搬入より搬出を優先というふうに書かれているというふうな今、言われましたけれども、現場を見ていると、どう見ても、搬入が優先というか、搬入しかされていないようにしか見えません。あれほどまでに積み上げられた山ですので、あえて山と呼びますけれども、条例等、法的に何か縛ることはできないのかという思いです。前回の質問時にも言わせていただきましたけれども、いわゆる土砂条例につきましては、施工が平成24年の4月ということで、この搬入が始まったのが平成22年ということで、施工前ということで、これは適用外ということでお答えいただいております。そうしましたら、騒音とか振動、

ほこりといった環境面、また、景観の観点から注意喚起はできないものかということですが、
れども、担当部長にお伺いしたいと思います。

西川議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部長の生野でございます。

ただいま吉村議員ご指摘のように、土砂等による埋立て等の規制に関する条例は平成24年4月1日より施行しているわけございまして、この地区に関しましては、条例施行の際、現に着手している事業でございますので、条例の適用はできないわけでございます。次に、環境及び景観面の件でございますが、今後、葛城山麓景観保全指定地区に指定されておられません。ですから、取扱基準によりまして、自然環境を保全することが特に必要な地域等には当たりませんので、一定の行為を制限することはできないわけでございます。しかしながら、騒音、振動等につきましては、状況に応じまして指導を行っておるわけでございますが、今後も引き続き、敷地内へのダンプトラックの出入りや重機等の使用に関しましては、平岡区と連携を今まで以上に密にしながら指導を行ってまいりたいというように考えております。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 景観面からいまして、景観保全地区外ということで、これも適用しないということですね。ただ、環境面からいって、騒音やほこり、振動につきましては、近隣住民にとりましては深刻な問題ですので、これからも引き続き定期的な監視と指導をお願いしておきたいというふうに思います。前回の質問時には、農地転用の観点からも質問をさせていただいております。問題の土地の7筆は青空資材置き場の目的で転用されていますけれども、現状、目的外使用であるため、そのときの答弁としましては、できるだけ早く当初の目的である青空資材置き場として、現況復旧していただくよう指導していく予定ですというふうにされていますけれども、この点については、全然、今、現況復旧されていないわけですが、どのようにされようとされているのかお答え願いたいというふうに思います。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問についてでございます。平岡の129番地ほか6筆につきましては、計7筆あるわけでございますが、平成22年4月6日付で、農地法の第5条第1項の規定による青空資材置き場として、県の許可がなされておるところでございます。いまだに、事業計画に基づきます事業の用に供されず、現状は盛り土状態であるということでございますので、農地法に基づく処分を行うよう、許可権者である県に対しまして所要の手続を行っているところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 県に対して手続を行っている、その結果を見守りたいというふうに思います。それと、その今言いました土地より、南に進入路として農地を新たに取得しているようですけれども、その土地についてはどのようになっていますでしょうか。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまの質問にお答えいたします。平岡528番の4でございますが、この分につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づきまして、農地の所有権移転として許可をされておるところでございます。農業委員会としては、農地が効果的かつ総合的な利用の確保ができていない状況と見受けられますので、所有者に対しまして、速やかに耕作地として利用するよう是正措置を行っておるところでございますが、今後、改善されないと判断した場合は、処分権者である県に対しまして、農地法に基づく処分の手続きを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 是正勧告をするということですけど、今の答弁の中で、今後改善がされないと判断した場合というふうにありますけど、そのタイミングですね。いつまで待って、それを改善というか、このままで放っていきますと、ずっと、もうすぐするだろうということで、また延びると思うんですけども、どれぐらいのタイミングというふうに考えられていますか。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問でございます。この答弁申し上げました内容の中の、判断した場合ということについてでございます。これにつきましては、農地法に基づくものでございまして、農業委員会に委ねられる事項でもあるわけでございます。農業委員会が適正な期間におきまして、適正な判断のもとに行われるものと考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思うわけでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 また、それは経過をちょっと見ておきたいというふうに思いますけれども、それと、あの現場には、農道や水路等、葛城市のいわゆる財産となるべきものがあります。そういった財産管理についてはどのように考えておられますか。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問でございます。財産管理についてでございます。市の財産管理を行っております財産でございます、里道水路等についてのお尋ねと思うわけでございますけれども、里道水路につきましては、その財産管理は大字におきまして管理をされておるところでございます。これらに係る機能復旧等につきましては、今後、大字と協議を行いながら、適切に指導してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 大字の管理ということですけども、あの里道周辺の土地の所有者の中には、農道は補助事業で行政がつくったものだから、行政がもっと強い指導しないといけないんじゃないかという声も実際に上がっています。これに対しまして、大字とともに、これから指導をしっかりとお願いしたいというふうに思いますけれども、この件に関しまして、昨日、奈良新聞に大きく取り上げられました。私のきょう、こんなふうに一般質問しますタイミングで出たか

ら、ある人が「吉村さん、これ、奈良新聞に持っていったんか」という話を冗談でされた方もいらっしゃると思います。もちろん、私ではありませんけれども、こういった、先月の豊能町の土砂災害を受けて、不安に思った住民がされたのか、また、いろんな取材を受ける中で、記者自身がこれはと思って記事にされたのかもわかりませんが、いずれにしても、誰が持っていったにしても、記事にならないものはこういうふうに取り上げられないというふうに思いますし、これだけの大きさと取り上げられるということは、記者の目から見ても、尋常じゃない土の盛りだというふうに感じて、これは、大変なものだということで、記事にされたんだというふうに思います。私はこれ、きのう、読ませてもらって、この中で、業者の現場担当者が、「崩れることがないよう、下から順に圧をかけて積んでいます。」というふうに、この記者の記事には書かれているんですけども、あの山の東側の裾野部分、新たに削り出しているんですね。下から削っているということで、安定の悪い形状になっています。それが土砂崩れを誘発するように見えるんですけども、そういったその形状の悪さが、周りの住民をさらに不安にしているというふうに思いますけれども、また、あの山の東側には池がありまして、今言いましたように、土砂崩れが生じた場合、土が池に流れ込み、鉄砲水として民家に影響を及ぼすということも想定しておくべきだというふうに思います。これらについて、いわゆる土砂災害について、行政側としてはどのように認識されておられるのでしょうか。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問でございます。その件につきましてお答え申し上げたいと思います。市といたしましては、盛り土におけます災害が危惧されること、また、水路や公共道路が被害をこうむっていることに対しまして、顧問弁護士と相談もいたしておるところでございます。今後は、顧問弁護士や関係機関と協議を密に行いながら、施工業者に対し指導をしてまいりたいと考えておるところでございます。また、施工業者に対しましても、現在の状況や今後の計画を確認するため事情聴取をいたしたく、至急出頭の要請を行う予定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 ぜひ、これは業者の方に詳しく聞いていただいて、指導なり対策を練っていただきたいというふうに思います。それと、もう1点、奈良新聞に同じくこの業者、現場担当者が「県へ開発の届け出を行っており」ということになっておりますけれども、これはどういった届け出なんでしょうか。

西川議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間でございます。よろしく申し上げます。

吉村議員のご質問の県へ開発の届け出ということでございますけれども、県への開発の届け出というものはございません。正確には、県への届け出とは、平成21年6月22日付で、笛吹598番地の山林に対して、国土利用計画法第23条第1項による土地売買に関する届け出書が県知事宛てに提出されています。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 そしたらそれは、開発の届け出ではないということですね。これを見てますと、順序立てて、正当な理由でやっているふうに受け取れますので、そうではないということがわかりました。

それでは、この是正勧告ということもありますけど、これらを市長としてはどういうふうに考えておられるのか、所見を伺っておきたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 先ほどから、河合部長が答弁をいたしておりますように、市としてできること、県に対して要望をしていくこと、農業委員会が担当されること等、なかなか行政として、直接にかかわれる部分というのは少ないんですけども、最後に河合部長が言いましたように、現状の状況や今後の計画を確認するために事情聴取をするために、出頭を要請するというのをさせていただくと。顧問弁護士等と相談をしながら、適正に対応してまいりたいというふうに思っております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 ありがとうございます。豊能町のあの事例を受けて、また、奈良新聞にありましたように、住民が大変不安に思っているのは事実です。最初の部長の答弁の中に、当初は行政が知らなかった、平成22年にしたときには行政が知らなくて、その後の大字懇談会で初めて知ったということで、取っかかりはそうかもしれませんけれども、今、こうして住民の不安、日常生活の不安の中で、それを取り除くというのも行政の仕事だというふうに思いますので、今、農林の関係ではなくて、環境、それから、建設の関係で、横の連携をしっかりとっていただいて、これからの結果をまた逐一報告願いたいと思ひまして、いい結果が出るように指導していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

西川議長 これで、吉村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 2時30分

朝岡副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

次に、3番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、川村優子君。

川村議員 皆さん、こんにちは。お昼からも引き続き、どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま議長よりお許しが出ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問内容は、新道の駅建設事業計画についてであります。昨年の12月議会において、有志議員の提出されました新道の駅建設事業の凍結を求める決議が上程され、採決されました。本来ならば、私議員の1人として、その採決に私も加わり、賛否を申し上げなければならな

かった立場でございました。残念ながら、私の実の母の葬儀ということで、苦渋の選択で欠席をさせていただきましたが、自分におかれましては、市民の皆様には、深く深くおわびを申し上げたいと思います。これより一問一答方式で、質問席で行わせていただきます。

朝岡副議長 川村君。

川村議員 失礼します。昨年の12月定例会5日目の本会議におきまして、議員提出議案の1つ、地域活性化事業「新道の駅建設事業」計画の凍結を求める決議が発議され、以来、一部の議員による採決の結果や、また、報告のビラ、新聞記事、街頭での演説など、葛城市民に向けての非常に悲観的な広報活動がなされています。そのことにより、私にたくさんの問い合わせがございました。そして、たくさんのご意見をいただきました。市民の皆様からは、戸惑いというものはあるものの、それ以上に、期待や願望も大きいものと感じさせていただいたわけでございます。私は、改めて、この事業に対しての詳しい説明の必要性と同時に、市民に対して、この疑問点や不安点を払拭してやらなければならないと痛感しております。先ほど、吉村議員もおっしゃいました市民の不安を払拭する、こういった役目も大きい役目だと思っております。出回っているビラや記事の内容を総チェックさせていただきまして、質問に入らせていただきます。

まず、最初は、この新道の駅に至る計画の経緯であります。これまでの議論の中で、何度も、過去の議事録の中でも出てきております、山麓地域整備基本計画というものは、どのような過程でまず策定されたのかということをお伺いいたします。

朝岡副議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 都市整備部の矢間です。よろしく申し上げます。

山麓地域整備基本計画についてでございます。小泉内閣時代の平成16年12月に、地域再生計画というものの認定を受けております。内容はJR大和新庄駅周辺地区及び都市と農村の共生交流に関する施策となっております。合併後、総合計画、都市計画マスタープランがなく、市の都市計画を示す計画がありませんでしたので、この地域再生計画に基づいて、都市計画マスタープランを策定するまでの間の基本方針として、平成18年3月に山麓地域整備基本計画を策定しています。都市計画マスタープランについては、平成19年3月に策定しています。

朝岡副議長 川村君。

川村議員 わかりました。この山麓地域整備基本計画というのは、後に、都市計画マスタープランにかわって位置づけられたものと理解してよいのですね。それが、今回の地域活性化事業の計画に至った経緯というのをお聞かせいただけないでしょうか。

朝岡副議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 地域活性化事業に至った経緯でございます。地域活性化事業、新道の駅については、都市計画マスタープランにおいて、ファームリゾートエリアにおける地場産業振興ゾーンに位置づけられております。さらに、新市建設計画では、南阪奈道路のインターチェンジ周辺の好条件を利用し、自然環境との調和を図りながら、商工業、農業の振興・活性化を目

指し、地域産業や地域住民と連携協力し、官民一体で地域活性化を推進するため、新たにその拠点施設の整備を行いますとなっております。

地域活性化事業に至った経緯につきましては、これら上位計画に基づき、まちづくりに取り組む中で、農業委員会や農協を初め、市内の農業者等47名による農政タウンミーティングにおいて、今、直面している問題や、行政への要望など、多種にわたることが提議されました。また、商工業の実態をお聞きする中で、葛城市の酪農を含む農業、商業、工業の活性化、まちの活性化にもなる拠点整備が必要とのことから、地域活性化事業の具体化の取り組みとして、地域活性化（仮称）道の駅計画策定委託料を平成22年度予算に予算計上させていただきました。そして、葛城市地域活性化事業（仮称）道の駅計画検討委員会及び市民ワーキング会議を設置し、基本計画を策定いただき、現在事業を進めているものであります。

以上です。

朝岡副議長 川村君。

川村議員 ありがとうございます。まちづくりというものをテーマに、この計画に至る過程に、市民のたくさんの意向というものも盛り込まれ、今、おっしゃっていただきましたタウンミーティングとか、公募による市民ワーキング会議というものをしっかりとされた経緯というものは理解されました。

では、そのタウンミーティングというもの、それから、市民ワーキング会議というもの、たくさんの市民が参加していただいたと思いますけれども、いつごろ、そして、どのようなメンバーがいて、どんな会議内容だったのかと、そういうところから出た意見、作業、どういったものがあったのでしょうか。それをお聞かせください。

朝岡副議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 産業観光部の河合でございます。

川村議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

タウンミーティングの内容についてでございますが、平成21年5月12日、同年8月5日に、農業委員会やJAを初めといたしまして、市内の農業関係者である花卉出荷組合、花卉園芸組合、栄農会、有機の会、4Hクラブ、竹内集落営農、大畑集落営農、平岡集落営農、當麻の家、アグリマート新庄、酪農組合、JA女性部などの農家団体や、一般消費者の方々も含めまして、47名による農政タウンミーティングが開催されまして、今、直面している問題や行政への要望など、多種にわたることが協議されたところでございます。

まず、第1回目となりました平成21年5月のタウンミーティングにおきましては、各農業者団体が抱える問題提起等が行われておるわけでございまして、農業者団体の主な問題といたしまして、花卉出荷組合からは、生産者の高齢化、担い手不足、売り上げの減少を問題として取り上げられ、農家、JA、市が一体となって協力し、売り上げを伸ばせないかとの意見が出されたところでございます。また、酪農組合からは、後継者不足や環境問題がネックになっているとの意見がございまして、ふん処理対策としてオーガニックや市のブランドの野菜づくりなどのシステムづくりを、市の主導で行えないかとの意見もあったところでございます。また、消費者の立場の意見といたしましては、無農薬野菜への魅力や直売所がもつ

と近くであれば、利用をするなどの意見が出されておるところでございます。

続きまして、第2回となりました、平成21年8月のタウンミーティングにおいて、第1回に引き続きまして、葛城市の農業を活性化するためにはどのようなことをすればよいのかということで話し合いが行われました。花卉出荷組合からは、直売所を設置して、市民が気軽に参加できる総合的施設が必要で、そういった販売先により、売り上げの向上につなげられ、市民にとって気軽に行くことのできる施設により、コミュニケーションが生まれるのではないかと意見が出されたところでございます。また、酪農組合からは、牛乳を飲用以外に菓子等の加工につなげる六次産業化に持っていけないかとの意見もありまして、切磋琢磨して、製品開発をし、ブランド品として付加価値を高めることで、消費の拡大に努めていきたいとの意見が出されておるところでございます。消費者の立場の意見といたしましては、葛城市のものを買いたいが、羽曳野市の直売所のように販売スペースも広く、駐車スペースも大きいといった直売所が欲しいといった意見があったところでございます。

この2回にわたるタウンミーティングの結論といたしましては、葛城市の農家が元気になっていく方策として、直売所が有効という意見が多く出され、また、商売として若者がチャレンジできるショップが必要ということにまとめられたところでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 続きまして、市民ワーキングの内容についてでございます。

市民ワーキング委員につきましては、葛城市地域活性化事業（仮称）道の駅計画検討委員会の下に、計画の検討を行うための市民ワーキング会議を設置させていただき、計画の検討を願ったものでございます。市民ワーキングの委員は、平成22年8月1日から平成22年8月31日の期間をもって、市民の方を対象に募集させていただき、46名の応募があり、22名の委員を、平成22年7月20日設置の検討委員会により選考いただきました。

市民ワーキング会議は平成22年10月18日に第1回の会議を開催し、1回目はワーキング会議の概要、市の産業等の状況、道の駅事例紹介、地域への思いを語ろうとして、地元のよさや地産地消など、まちづくりに対してのご意見をいただきました。

2回には、地域の活性化に生かせるよいところ、悪いところ、3回には、2回の意見を受けて、その改善点やよいところの生かし方等の検討、4回から意見の具体化、施設として必要なものを検討、5回の先進地視察を経て、6回には導入施設の抽出、検討、7回には、インターチェンジ周辺5カ所をワーキング会議委員に現地確認いただき、適地を検討いただきました結果、高台で見晴らしがよい南阪奈道路や県道御所・香芝線に近い等のご意見の中、ワーキング会議として、位置の決定をいただきました。また、検討結果に基づく、施設規模検討、そして、地形図を用いて、施設への出入りを含む配置計画を3班編成で検討いただき、3案を作成いただきました。その結果を検討委員会にお諮りし、計画に対する検討をいただきました。8回には検討委員会の結果を受けて、3案を集約し2案にし、計画案のまとめとして、最終1案にさせていただきました。また、運営方法についても検討いただいております。

市民ワーキング会議での意見としては、新道の駅に対しては、位置づけ、機能として、奈

良の人口、奈良県中南和地域の観光の入り口として寄っていただける演出、市内の歴史、観光資源を市内循環バス、自転車、徒歩でつなぐネットワークの構築、道の駅ふたかみパーク當麻、當麻寺、石光寺、竹内街道、新道の駅、屋敷山公園、笛吹神社等の導線が結ばれる、その周遊の拠点として。また、道の駅ふたかみパーク當麻とは、共存共栄を基本理念に、ふたかみパークの持つ加工機能と連携分担し、新道の駅では、農産物、酪農産物を生かした、葛城らしい加工品をつくり、地産地消を推進する。地域産業との連携をする。道の駅ふたかみパーク當麻との連携においては、本計画の策定に参画願っており、共通の認識のもと、計画したものでございます。

利用者としては、老若男女全ての方が楽しめる場所となるよう、また、災害時ヘリポートとして使用できるよう、駐車場は大きく確保、県道の渋滞への配慮として、道の駅への来訪者による渋滞解消として、外周道路の整備により駐車場とともに、外周道路へ誘導し、渋滞緩和に努める等々の意見が出され、基本計画を策定いただいたもので、実施設計においても、外周道路を整備することにより利用者を道の駅内に誘導することにより、渋滞対策にもなる配置をしております。そして、地元の農商工の直売加工所、公園を配置し、来訪者はもとより、市民全ての方への新鮮な品物、地場製品の提供と子どもたちに夢、憩い、遊びの機能を持たせております。災害時への利用も、今後より検討を加えてまいります。

以上です。

朝岡副議長 川村君。

川村議員 今、たくさんいろいろと詳しい説明ありがとうございました。葛城市がこのまちづくり、葛城市民が元気になるそういったまちづくりを目指して、市民の力をかりて、本当に平成21年から5年ぐらいかけてますね。たっぷりと時間をかけていただいて、それぞれの部会で話し合いが十分にできたという成果が、今の答弁ではしっかりと理解させていただきました。そういった市民のそういう声というものを、市はどういう役目かと、それをマネジメントしていただいて、そして、しっかりした計画の中に入れていただくという、そういった作業が今、現在あるということで、こういった計画を、そのプランに、こういった部分に生かされたのかという、そのあたりをお聞かせいただけないでしょうか。

朝岡副議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問でございます。市民ワーキング会議やタウンミーティングで出された意見につきましては、(仮称)道の駅かつらぎ設立準備会で、継続して検討されておりました。若者等がチャレンジできるショップとしての、チャレンジショップの開設や、直売所については、施設規模、また、販売品目、販売方法、営業時間、委託販売手数料、搬入・搬出時間、出荷方法、陳列方法、出荷会員募集等について検討をされておるところでございます。加工所につきましては、販売品目として、地元農産物を使った惣菜や弁当、また、地元産の牛乳を使ったジェラート、菓子類などの検討などをいただいております。また、食のサービスといたしまして、配食サービスを視野に入れて、進めていただいているところでもあります。今後も、市民からの要望も織り込んだ計画を進めていただくところでもあります。

以上でございます。

朝岡副議長 川村君。

川村議員 本当にかくさんの市民の声から上がっている計画の数々、それが実現するか実現しないかというところは別としてでも、そういった市民の声をたっぷりと吸い上げていただいた、あらゆる角度から吸い上げていただいたという内容であったと思います。この計画というものにやっぱり沿ったまちづくりを、市民そして行政が一体となって、まちの活性化のために拠点整備が必要だといって進めてもらっているようです。道の駅というものは、あくまでも手法であるという、過去の答弁書を見ておりますけれども、もちろん、都市計画マスタープランに沿ったこの計画は、やはり、きっちりとした整合性があると理解させていただいたと思います。既に存在する道の駅につきましても、協力理解を経て、共存、共栄、分担、そういった基本に計画されて、全く同じ性質を持つのではなく、運営していく考え方である。當麻の家も一緒にその計画に参加していただいているということですね。これはこれで、私のいろんな疑問点も解消させていただきました。

交通の混雑状況、その先ほど増田議員も言っていただいた道路のそういうところの対策も十分視野に入っているようですし、今度、最も注目される防災という拠点づくりですね。防災拠点というのは、本当にやっぱりひとところだけではないという、そういう考え方も入れられているのではないかなと思います。この防災というのは、これから最も注目していくべきことでございます。ぜひ、こういった点を入れ込んでいただくということは、よいことだと思います。

今後のまたまちづくりに対して、市民の暮らしというものにきっちり配慮していく要素というの、先ほどおっしゃっていただきました、循環バスとかそういった配食サービスとか、葛城市民が利用できるという、そういった部分では、十分、そういった話も出ているということと理解させていただきました。本当に、ずさんな事業計画というようなことが飛び交っておりますので、私はどこがずさんな事業計画なんだろうと、今、しっかり確認させていただいたところなんです、この計画はやはり市民が、市民のために考え出して行政が手伝っていく地域活性化事業、まちおこしであります。志す市民の熱意とか労力とか、本当に無報酬で時間を割いて、仕事を本当にちょっと置いて集まって、みんな忙しいのに来ていただいているそういった経緯があって、それもワーキング会議も8回、十分大変な作業だと思います。その中で、先ほど、葛城市のまちづくりのウエートが農業であり、商業でありということでもいいバランスのある葛城市をよりよくしようというために、農業者やそして、商工業者、市民の代表、学識経験者、そして、それぞれのリーダーの皆様が非常に熱心にこういう形で5年もの間、まだ、見えないものでも言葉に出して、こうすればいい、ああすればいいという、そういった意見を熱心に言っていただいたことに、まず、敬意を表したいと思います。

でも、そういった方に、本当に批判をしたり、誹謗中傷したりということについても、私は大変失礼かなとも思っております。いつも葛城市の活性化の取り組みに尽力いただいている方、この間も商工会の方とちょっとお話しさせていただいたんですが、やはり、花火大会とかゆめフェスタとか、本当に葛城市の名物となっている、そういったまちおこしに非常に、

大変お世話になっているわけです。その団体に対しても、失礼な文章が出たり、魅力あるまちづくりというものに積極的に行動できる団体として、県の方からも非常に高い評価を受けている、その実績と信用を傷つけられたということで、私自身にも会員の皆さんが嘆いておられました。葛城市にこんな重い空気、私は本当にポジティブな人間ですから、こういった重い空気というのは、早く払拭しないといけない、こういった気持ちでいっぱいです。

この事業がこれからの葛城市発展につながっていくんだという、それはどの部分なのかということをもっと真剣に、具体的に考えていただければ、この事業計画新道の駅というのは前へ絶対進んでいかないと思うわけですが、市民が楽しめる場所としてほしい、これは、まずみんなが言うと思います。そして、朝の増田議員からおっしゃっていただきました葛城市の農業、行政そして、農業者の立場も、みんなが手を組んで、しっかりと耕作放棄地のこともです。米も本当にいいお米ができる、特Aのお米ができるとおっしゃっていただきました。野菜も、それから、自慢できる菊、それから酪農というもの、そうそうどこでもあるような要素ではないと思います。そういった専業や兼業も含めた、農業者の皆さんは、やはり流通過程に、非常に厳しさにそういったところで直面されているんです。リスクの非常に大きい業種へ出口を、この道の駅でぜひつくってほしいというこういった意見を私は届けさせていただきます。

そして、耕作放棄地に対しても、今、市民同士が連携をとって、寺口、それから、梅室、竹内というそういったグループで桑を植えていただいたりしていますが、そういったことは、六次産業化を実現したいという気持ち。酪農もそうです。六次産業化に向けて、皆さん、覚えていらっしゃるでしょうか。ゆめフェスタで、たくさんの試食をさせていただいたじゃないですか。そういったやはり、地域の人たちが一生懸命取り組んでいる姿を何もかもが反対のような言い方をして、やるというのは、私は両方のやっぱり立場でいろいろと全て、オール葛城で考えてやってほしいと思うわけでございます。この六次産業を一生懸命やって、その成果を道の駅でやっぱり出したいと思っていられる方たち、そして、商工の立場からもまちのPRにずっと努力してこられたんです。誰もが、若い子たちもチャレンジできるブースを持つという計画の中に、やはりこれからの景気回復にもつなげていきたいと、こういう思いがあるわけでございます。観光PRも随分、「蓮花ちゃん」を初め、いろんな観光名所というものもついてきたと思います。それを、葛城市の地形から見て、北から南への山麓をぐるっと1つのルートとして作り上げて、市民にも観光ルートとして関心を持ってもらって、そういった歴史にも関心を持ってもらって、市全体で盛り上げていただきたいと、そういった意見もいただきました。

これからの課題である、食べる「食」、それから、防災の機能、こういったものが十分、幼児から大人までかかわれる、そういった食育推進の基地でもあり、高いレベルでの防災機能を1つ拠点としてまた持ってほしいという要望もありました。高齢者とか障がい者の皆さんにも、暮らしにやさしい配慮、これも、バスの循環や配食サービスなどもやってほしいと思います。次世代の子どもたちが、その場所が、夢を持つ、そういった夢の空間になるように、ぜひ、そういった場所になってほしいと思う。それと、最後に、若者からシルバ

一にかけても、そこがチャレンジできて、雇用の確保、これも、この道の駅の目的ということにしっかり入っているということ、私は市民の声をたくさん皆さんにお伝えしたいと思っております。新道の駅であること、たくさん市民が希望していることを、お伝えしておきます。

最後に、市長にお伺いたします。この地域活性化事業、その最大の懸念と騒がれていらっしゃるんですが、葛城市の財政は大丈夫でしょうか。また、事業費18億円をかけても大丈夫なんだという理由を、そして、合併したからこそ、この夢に向かってよいと、こういう考えを、本会議初日に市長の施政方針を聞かせていただきましたけれども、再度、お答えをいただきたいと思えます。

朝岡副議長 山下市長。

山下市長 ただいまの川村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員の質問とまた、それに対する答弁を聞きながら、私は市長になってから今までのことをいろいろ思い出しておったんですけれども、まず、市長になって、市民の皆さんのお声を聞くんだということで、タウンミーティング、また、農業団体、商業団体、いろんなところに出向いて、また市役所に来ていただいて、たくさんのお声を聞かせていただきました。その中で、先ほどのタウンミーティングのお話にあったように、自分たちの直売所が欲しいとか、そういうお話が多かった、農業団体からも多かったというふうに思います。それを、じゃあ、この地域活性化事業の中でやろうといったときに、これはここの身内の話ですけども、副市長といろいろ話をしていたときに、「事業として進めるんだったら、市長、それはもうすぐにやっていったらどうですか」という話があったと思いますけれども、私は違うんだと、市民の皆さんの声を聞くんだと言って、平成22年の夏に公募をして、ワーキンググループをつくるということ、これは市民の皆さんの声をたくさん聞きたいんだということで開かせていただいたということ、今、まざまざと思い出したわけでございます。

その中には、46名の応募者がいらっしゃって、最終的に22名になりましたけれども、そういえば、商業のお方もいらっしゃったけれども、PTAのお母さん方もいらっしゃったなと。そういう人たちが来て、私たちはこういう道の駅というか、こういう直売所が欲しいんですとか、こういう家族で来れるものが欲しいんですという意見をおっしゃっていたなということ思い出しました。まさに、市民の皆さん方に公募をかけて、その中から選ばれてきた方々がいろいろ意見を言っていただいて、皆さんの声をその中に反映できるように、こんなものできるのかなと思うようなご意見も確かに頂戴をしたのはあると思えますけれども、最終的に、皆さんが自らでまとめていただいた案、その案を我々に提出していただいて、(仮称)道の駅という形で、地域活性化の事業として、その道の駅の手法を取り入れてやっていく事業として進めていこうと、これは、行政主導ではなく、市民の皆さんの声を体現すべくやる事業なんだということ、改めて、今、かみしめておるところでございます。

財政の問題、これは、うち担当の総務部長がおりますけれども、いろいろとご説明、所信表明のところでも、ご説明を申し上げましたように、基金残高、これも平成16年10月1日に合併をして、その末で、全体の基金残高が36億円あったものが、私市長にならせていただい

たときには18億円、これはいろんな社会情勢があったんだと思いますけれども、それを4年間で今、42億円まで、基金残高はさまざまな手法をとらせていただきながら貯金をふやしてまいりましたし、経常収支比率等は奈良県の市の中では一番いいというふうに言われております。もちろん、全国平均よりも経常収支比率についてはいいというふうに言われております。そうかといって、市民に対する負担がふえているのかといえば、水道料金は奈良県の中で一番安い、市の中では一番安い、下水道料金は奈良県の中で、これは全体で一番安い状況です。

また、4月からは皆さんにお認めいただければでございますけれども、乳幼児医療、中学3年生まで医療費を助成させていただこうよと言える状況になってきているんだと思います。この状況というのは、うちの職員の努力はもとより、市民の皆さんのご理解、ご協力、議会の皆さんのご理解があつて、ここまで進んでこれたものだというふうに思っておりますし、財政状況、今のところ、潤沢とは言えませんが、堅実に進んできているのは間違いのない事実だろうというふうに思っております。これを引き続き、無駄な事業に税金を使うということのないように、もちろん当たり前だと思いますけれども、しっかりと市民のために、どういった事業をやっていくのかということ、十分に行政は行政として考え、議会の皆さん方や市民の皆さんの声をしっかりと伺いしながら、その声をできる範囲の中で反映をさせていながら、進ませていただこうと思っております。

今、私がこの財政をお預かりさせていただいている限りにおいて、しっかりと財政状況というのを見きわめていながら、できるだけ、住民の負担、それが少ないように努力をしていく、それでも健全な財政状況が保っていけるようにしっかりと運営をさせていただくということは、お誓いをさせていただこうと思っておりますし、見通しとしても、そうであるということは間違いなにご報告をさせていただきます。

それと、18億円の事業費についてでございますけれども、これは、18億円もかけて直売所をつくるのかとか、そういうことだけではなく、先ほどおっしゃったように、地域の活性化のためのお仕事をさせていただきます。その中には、道の駅としての機能もありますし、直売所としての機能もありますし、また、地域住民が集う公園としての機能もありますし、防災の公園としての機能も兼ね備えていくというようなもので、全体の事業費として18億円という予算を今のところ考えておるところでございますし、なおかつ、補助事業でございますから、この中で市が単独で出していかなければならない予算は、今のところ、3億円前後であるというふうに思っております。これも、起債、銀行からお金を借りて補助金以外の分についてはさせていただきますけれども、市が毎年この18億円の事業で、15年間で払っていくお金というのは、大体平均で2,000万円ずつぐらいで、この事業、15年間、お返しをしていったりしていくという要素になるのかなというふうに思っています。

これだけは、補助事業と単独の事業という考え方を新たに認識をしていただきたいというのは、補助事業というのはあくまでも国からの補助金と、それに対して、市からの持ち出しをさせていただくので、補助事業をやめれば、市の持ち出しが減るのかといえば、なかなかそうではないと。できるならば、国の補助金や起債で助けていただけるような事業を市民の

ために引っ張ってきて、それで本当に必要な事業をやっていくというのが、我々行政の、理事者の役割だと思っています。市民の皆さんの税金をできるだけ少なく投入をしていながら、市が本当に必要な仕事をしていく、そういう意味で、ありとあらゆる手段を使いながら、補助事業、たくさん国からいただけるような事業というのを探して、教えてもらいながら進んでいくと。それで、この18億円の投資というのは、決して、大きな投資ではあるかと思いますがけれども、これだけの仕事をさせていただきながら、市の支出というのは3億円程度で済むから、非常に問題ないというか、市民のためにさせていただく事業で適切であるというふうに考えておる次第でございます。

朝岡副議長 川村君。

川村議員 ありがとうございます。本当にこれまでの進め方、細かい段階を非常に経ていただいて、ちょっと慎重になり過ぎた、そんなような空気でもここまで来たのかもしれないんですが、心配し過ぎて、いろいろ、ほんと心配をしていただいている議員たちにも、こういうところがいかんよというようなことだったのかなど、私は理解するところなんです、これから、前向きに、今、市長もおっしゃっていただきましたように、地域コミュニティが最も持つべきところ、食の基地であったり、もう一つ、雇用の、職業の「職」、そういった基地になってもらうように、私は希望したいと思います。採決が6対7の採決だったと、これ、私に加わって6対8になるとは思いますが、凍結した氷が1日も早く解けてくださることを願って、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

朝岡副議長 川村優子君の発言を終結いたします。

次に、1番、吉武昭博君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

1番、吉武昭博君。

吉武議員 皆さん、こんにちは。吉武でございます。議長のお許しを得ましたので、これから一般質問の方をさせていただきたいと思っております。私が質問させていただく内容は2点でございます。1つは、ICTまちづくり推進事業について、そして、もう一つは、新庄第一健民運動場及び新町球技場についての2点でございます。これから先の質問は質問席にてさせていただきたいと思っております。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 それでは、質問させていただきたいと思っております。

まず、1つ目のICTまちづくり推進事業についてでございます。現在、葛城市が昨年の12月から、ICT、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、情報通信技術まちづくり推進事業が行われています。それを実施するに至った経緯と、その事業の内容について、まずお伺いしたいと思います。

朝岡副議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまご質問のICTまちづくり推進事業を実施するに至りました経緯と事業の概要につきまして、ご答弁させていただきます。現在、国の状況や社会情勢は大きく変化いたしま

して、少子高齢化の進展や市民意識、ニーズが多様化、高度化し、地方自治体には、これらに柔軟に対応できる行政施策が求められており、団塊世代の大量退職で、高齢化が進展し、また、地域のコミュニティが不足している中、お互いが尊重し合い、感謝し合い、助け合う幅広い人と人とのつながりを大切にして、安全で快適なにぎわいのあるまち、市民と行政がともにつくる共同のまちづくりを推進する必要があると考えているところでございます。

また、社会基盤として、近年、インターネットの普及率が向上し、これが地域社会に新しいサービスを創造し、交流サイト等は、個人あるいは組織として、情報の発信、収集になくってはならない存在になってきており、一方、地方自治体として、住民サービスの向上と同時に、それにかかるコスト削減という相反する使命を課せられております。

これらの問題を解決するための事業手法を民間企業とともに、平成24年度から模索検討を進めてまいりました。その後、平成25年4月に総務省から国の平成24年度補正予算、ICTまちづくり推進事業、国の100%補助でございしますが、これの募集がございまして、事業の内容を精査、検討いたしまして、応募した結果、本市の事業が採択されました。

この事業の概要でございしますが、地域のコミュニティの再生を目指すため、地域の集会所等、寺口ふれあい集会所とゆうあいステーションでございしますが、これらの施設を拠点として、環境整備を行い、より多くの地域住民がその場に集まり、ICTを活用した買物支援や、健康管理支援、防災減災事業、インターネット放送局を立ち上げ、あわせて住民票発行などを行う市民サービスコーナーを設置いたしまして、生活の利便性の向上等を技術的に図ることを目的とし、行政及び専門知見や技術を有する企業などが、市民コミュニティの活動をしっかりと支援していく仕組みの基盤をつくり、その仕組みが実行性をもって機能することを実証する事業でございします。

以上でございします。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ご説明ありがとうございます。それでは12月から始まったこの事業ですけれども、12月から2月までの登録者数、利用者数の頻度、各サービスごとに教えていただきたいと思ひます。

朝岡副議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 ただいまご質問の12月から2月末までの各サービスにおきます登録者数及び利用者の頻度につきまして、ご説明申し上げます。

まず、買物支援サービスというものがございします。このサービスは市民サービスIDの仕組みをICカードシステムで構築し、応募いただいた利用者はこのICカードを配付いたしまして、タブレットにカードをワンタッチすることで、個人認証を行った上で稼働し、健康管理、買物支援のメニューから買物支援の運用をすることができるわけでございします。煩雑な操作が不要で、ITにふなれな方、高齢者にも配慮したものでございまして、高齢者や子育て世代など、日常的に買物が不自由である世帯の方を対象に、地域が自律的にその支援を図るという活動の仕組みの基盤づくりとして、インターネットを通じて買物支援を行うものでございします。集会所等に設置している専用タブレットにより、ICカードで利用選択し、運用するものでございまして、近隣の商業施設の買物メニューから、インターネットによつ

て商品を選択し、発注を行うことができますのでございます。現在、この買物支援の合計の登録者数につきましては212名、総利用回数が199回でございます。その内訳といたしまして、寺口ふれあい集会所におきましては、そのうち登録者数が57人、利用回数は110回でございます。ゆうあいステーションにつきましては、登録者数155人で、利用回数は89回でございます。

次に、健康管理支援サービスでございます。利用の応募があった市民の皆様に、I Cカード、活動量計を配付し、1日の運動量を計測し、集会所等で定期的に体重、血圧、身長、体脂肪率を計測し、このデータをインターネットを通じて、専用のサーバーで健康管理データを蓄積保存します。この蓄積したデータに基づきまして、健康状態に最適な健康レシピを提案し、利用者の健康管理の把握や健康改善を行います。この健康管理支援の登録者数でございますが、全体では212名、利用回数は753回でございます。施設ごとの内訳といたしまして、寺口ふれあい集会所では、そのうち登録者数が57人、利用回数は232回でございます。ゆうあいステーションにつきましては、登録者数155人で利用回数は521回でございます。

次に、市民情報特派員でございます。これは、メディアを使って、ふれあいのあるまちづくりを行うため、市民による市民のためのインターネット放送局「かつらぎ・てれび」を立ち上げまして、インターネット放送局を核にSNS等を通じまして、映像や写真、文章などさまざまな方法で生き生きとした葛城市の情報発信をしております。この役割を担うボランティアといたしまして情報特派員を募集し、情報発信に関する講習会を実施いたしまして、番組収録、番組出演、街中取材、番組企画、インターネットへの書き込みなどの活動をし、葛城市から情報発信することにより、地域の活性化を高めるものでございます。インターネット放送局は、新庄庁舎、當麻庁舎、それぞれ合わせて2カ所に設置し、その場所で活躍していただいているところでございます。市民情報特派員の登録者数は22名、取材回数は12回でございます。

次に、住民票の発行などを行う市民サービスコーナーの状況でございます。2月末までで、住民票発行件数は、この事業の中では、合計34件。印鑑証明書発行件数19件、相談業務は26件ございました。施設ごとの内訳といたしまして、寺口ふれあい集会所では、総利用件数が25件、そのうち、住民票発行が12件、印鑑証明書の発行9件、相談業務5件でございます。ゆうあいステーションにおきましては、総利用件数53件、その内訳といたしまして、住民票発行22件、印鑑証明書発行10件、相談業務21件でございます。

次に、「かつらぎ・てれび」でございます。この「かつらぎ・てれび」はメディアを使って、ふれあいまちづくりをキーワードに活動を行う市民参加型メディアでございます。「かつらぎ・てれび」は市内2カ所、新庄庁舎、當麻庁舎に設置されましたメディアセンターをキーステーションとして、インターネット放送、べんりだネット、SNS等のさまざまなメディアを通じて、情報発信を行っております。「かつらぎ・てれび」は日常的には各種サークル活動の報告やまちのイベント情報のPRなど、葛城市に関するさまざまな情報を葛城の人、もの、まちを自由な発想と切り口で発信するとともに、災害時、緊急時にはべんりだネットと連動して、行政と市民が連携いたしまして、情報の提供、共有を行うメディアとして

機能するものでございます。このネットの閲覧数は658件でございます。

次に、べんりだネットでございます。これは葛城市民や葛城市への来訪者等が日常の生活から環境やエンターテインメント、趣味やサークル活動、さらに防災、防犯などの安全・安心、その他さまざまな分野で葛城市を楽しみ、使いこなしていくための実用性の高いポータルサイトでございます。市民情報特派員を初めとする、市民や地域の事業者の自律的な参加によって運営発展させていただくことを想定いたしまして、特別な技術やスキルがなくても情報を更新できる仕組みを実装しております。また、このネットは、地域の店舗等の事業者の広告媒体としても機能することを前提に構築されておりまして、当該の店舗等の事業者にとって収益力を持つ事業資源となるものであり、さらに、葛城市を起点とした周辺の市町村を情報エリアとして運営ができるという事業の拡張性を持ったメディアでございます。閲覧数は1,360件でございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 主な内容とその利用についてご説明いただきました。買物支援、健康管理支援、サテライト市役所による住民票、印鑑証明の発行というのは、寺口のふれあい集会所とゆうあいステーションという少し色の違う、寺口であれば、地域の公民館、ゆうあいステーションであれば、もともと人の集まる大きな市の施設という2カ所でされているわけですが、そこでの利用者の地域別の割合というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

朝岡副議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 ただいまのご質問の地域別の利用者の割合でございます。買物支援と健康管理支援と市民サービスコーナーにつきまして、それぞれ申し上げます。

まず、買物支援でございますが、寺口ふれあい集会所におきましては、地域住民の方の割合は85.5%でございます。それ以外の方につきましては14.5%でございます。次に、ゆうあいステーションにつきましては、地域住民の方が11.2%。その他につきましては88.8%でございます。

次に、健康管理支援でございます。寺口ふれあい集会所につきましては、地域住民の方が88.8%、その他につきましては11.2%。ゆうあいステーションにつきましては、地域住民の方が5.6%、その他の方が94.4%でございます。

次に、市民サービスコーナーにつきまして、寺口ふれあい集会所につきましては、地域住民の方が62.5%、その他につきましては37.5%でございます。ゆうあいステーションにつきましては、地域住民の方が17.9%、その他の方が82.1%。このような状況になっております。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 さまざまな地域のさまざまな方がご利用されているということがわかりました。その中で、この事業に対して、利用者の方からどのような反応や意見、要望が出ているのでしょうか。

朝岡副議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 ただいまのご質問の利用者の反応等でございます。利用者のご意見や要望を具体的に

申し上げさせていただきます。

まず、買物支援でございます。買物支援につきましては、その日中に商品が届くのはありがたい。重いものを自宅まで運んでもらえるので助かる。タブレット等の操作など面倒な作業をサポートしていただけるので便利であった。配達されるまで自宅に待機しておかなければならないので、その点で不便を感じる。注文したい商品がサイト上にないものがある。現在の1店舗だけではなく、多くのスーパーも利用できるようにしてほしい。配送料と代引き費用が高いように思える。

次に、健康支援でございます。活動量計を利用者の方に配付させていただいておりますけれども、この活動量計を装着することにより以前より意識的に歩くようになった。が多数ございました。活動量計をつけてから、歩く楽しさを知った。活動目標を達成できたときの喜びと運動する習慣がついた。健康管理にすごく役立つのでほかの人にも教えてあげたい。活動量計をつけ忘れる日があるということでございます。

その他全般的な意見といたしまして、総務省の委託事業終了後も継続してもらいたいという意見が多数ございました。また、サービス利用時の手続を簡単にしてほしいという意見もございました。その他の事業については、特にご意見はございませんでした。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 さまざま意見が出ている中、4月以降もぜひ継続してほしいというような声も多いようですけれども、実証期間は一応3月までとなっていますが、4月以降はどうするのでしょうか。方針をお聞かせいただければと思います。

朝岡副議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 4月以降からの方針でございます。総務省から受託いたしましたこの事業は、持続継続可能となることが本来の目的でもございます。事業開始につきましては、さまざまな事情によりまして開始予定日が遅くなったこともございまして、事業の実証期間が3カ月弱程度となり、実証の成果を検証するには余りにも短い期間であると考えております。また、買物支援、健康管理事業等のモニターとして利用していただいている多くの方々の継続的な要望もあり、今後の支援も必要であると考えております。さらに、買物支援、健康管理支援事業等にボランティアとして携わっておられる方や、コミュニティメディアセンターにおいて、情報特派員として携わっていただいているボランティアの方々の今後の育成が更に必要でございます。そして、自立していただくことも必要でございます。冒頭に申し上げました諸課題を解決するためにも、この事業を契機に、行政の手の行き届かないところは、地域の皆様が協力し合いながら、できることから解決していただけるような、このようなコミュニティを醸成していただければと考えているところでございます。やはり、それぞれの地域の活性化がなければ、図らなければ、葛城市の活性化は図れないと考えておりますので、平成26年度も市の単独事業ではございますが、引き続き実証を行いたいと考えております。なお、今後、新たに総務省から、平成25年度補正予算で、ICTまちづくり推進事業が出てくることも予想されますので、本市もこの事業に積極的に手を挙げ、採択に向けて努めてまいりたい

と考えております。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 さまざまこの事業に関して質問させていただき、ご答弁いただきました。現在、寺口ふれあい集会所とゆうあいステーションで実証を行っておられるわけなんですけれども、この目的がつながりとにぎわいのある、協働できるコミュニティを構築するためというところで、市長の施政方針演説の方でも、みんなが助け合える、つながりのある、活気のあるコミュニティをつくっていききたいというお話ありましたけども、きょう3月11日という、東日本大震災から丸3年というところで、あの震災でも、コミュニティのつながりがあったからこそ助かったような命も多くあるというふうに聞いていますので、コミュニティの大切さというところには本当に僕も賛同するところであるんですけども、この事業の実証が一応3月までで、4月からも続けていかれるというお話だったんですけども、例えば、費用は市の負担になるわけで、もちろん、効果的なものであればどんどん費用をかけながら、皆さんに使っていただくのがいいと思うんですけども。

例えば、今、寺口でされている部分、例えば、梅室とか平岡とか山口とか山田というところも、例えば、買物が少し遠い、店まで遠いというところが、もし自分のところもしてほしいということになれば、例えば、そこでするのかどうかというところも、また検討しなければならぬと思いますし、現状、この寺口の利用を見させていただいたら、ほとんどが寺口の方が利用されていると。寺口の中では、前、僕も視察行かせていただいたときに、例えば、高齢者のお化粧教室であるとか、さまざま、キクイモの栽培のこととか、桑の葉のお茶のこととか、さまざま公民館でいろんなイベントを催しされていて、すごく魅力的ことが多い中、それでも、やっぱり集まれるのは寺口の中でしか集まれないというような状況もあると思うんです。そのICTというのは、もちろん人が集まってということ、便利だとは思いますが、例えば、ほかでやろうと思ったら、ほかにも費用がかかってしまう。でも、ゆうあいのように多くの人が集まる場所に持って行って、そこにアクセスをしやすい、どの地域からもアクセスしやすいような状況にするというのも、1つの手かなと私は考えています。

実際に、いろんな方からお話を聞く中で、例えば、嘱託職員2名とか3名とかどどんふやして置くんやったら、例えば、今のバスをちょっとうまいことやって、市内全域、どの地域からどの地域にも行けるような、そういった交通網をしっかりとすれば、例えば、ICTももっと接続しやすいところに置いて、みんなが活用できるような状況になるのではないかなというようなことも思いますし、例えば、僕ちょっとわからないですけども、寺口で利用されている方の中でも、先ほど、こういった要望があるかというところで、例えば、重いものは助かると。ただ、例えば、欲しいものが買物支援のネットの中に、イオンのインターネットショッピングのところにない場合があったりとか、実際、僕もインターネットでショッピングというのはするんですけども、今の世の中、全部ネットで買おうと思えば買えるとは思いますが、やっぱり店で買うことの楽しさとか、実際に出て行って物とふれあう出会いの楽しさとか、出ていった先での人との出会いとかというの、やっぱり大事なかなと思う

んです。

例えば、今、寺口でされていますけども、例えば、集会所まで来れるのであれば、そこからバスが出ていけば、例えば、バスが整備されて、片道30分で市内のどこにでも行けるといような状況になれば、例えば、また、今は寺口の中でのつながりが強くなってきていますけども、また、地域間を超えたつながりもできたり、例えば、バス停でその地域の子どもとふれあったりとか、出会いがあったり、お話ししたりで、また、そういったコミュニケーションも強くなるのではないかなというふうに思うので、このICTというのをきっかけに、さまざま、ICTはICT、バスはバスとかではなくて、複合的にそのコミュニティ、もちろん地域内も地域の間、葛城市全体といったつながりというのを考えていただきたいなと思います。

現在の状況で、僕はもともと新庄地域に住んでいて、正直、余り當麻の方のことがわからなかったりもするんですけども、合併10年してもまだやっぱりちょっと、例えば、二上ふるさと公園に行こうと思ったら、遠かったりとか、行く手段がないというところもありますし、同じ市内でもやはりちょっと遠く感じる場所があるんです。それは、やっぱり何でかと言ったら、足がないと。僕は今、もう車を運転できるようになったので移動はできるんですけども、例えば、子どもとか高齢者の方がどこかに行こうとしたとき、同じ葛城市なのに、例えば、友達のおる大字で、何かおもしろい公民館でのイベントがあっても行けなかったりとか、買物に行きたいけど行けない、市役所、サテライトの市役所があればいいですけども、何か所にもやるわけにもいかないと思うので、例えば、接続をよくすれば、みんなが市役所に来やすくなるというような点もあると思うので、このICT、あと、例えば、公民館でさまざまないろんな大字のところがおもしろい企画をされていると思うんですけども、そういった情報というのは市全体として、なかなか共有できていないところがあるので、僕としては、このべんりだネットというのは、そういった地域でのいろんな催し事やイベントを共有するには非常にいいものだと思うので、積極的に、いろんな各大字間、地域間のつながりのためにどんどん使って使っていただきたいと思いますし、そういう使い方ができるように、どんどん市民の方にアナウンスをしていっていただければなと思います。

そうすれば、べんりだネットの閲覧数がふえれば、例えば、「かつらぎ・てれび」、今、ボランティアでやっていただく方がやっているものの閲覧数もふえると思いますし、その頑張っている方の努力も報われるかなと思います。また、いざというとき、市長が前、防災の面でも役に立つというふうなお話でしたけども、やっぱり閲覧数が多くなければ、役立つのも少なくなるかなと思うので、より活用できるように使っていただけるような取り組みを今後、していただきたいなと思うんですけども、市長のお考えいかがでしょうか。

朝岡副議長 山下市長。

山下市長 いろいろたくさんのご要望をいただきました。

まず、このICTの事業につきましては、今、実証しているというところでございますので、現在使えるスーパー、店舗は、今おっしゃったようにイオンだけですけれども、将来的にご協力をいただけるようなスーパーがあれば、近辺のところとか、いろんなところが扱え

るようにしていけばいいのかなとも思いますし、実際、今、動かして3カ月に満たないというような状況の中で、どういう傾向が出てくるのか、どういう利用者がいて、どのような形でご要望が出てくるのかということを実証させていただいて、更にそれを地域をふやしていけるのかどうかということを考えていこうと思っています。

実際に、うちもやりたいとおっしゃっていただいている地区が幾つかあるわけがございます。何よりも、お金がある程度、今かかります。どうやったら、持続可能になっていくのかということを考えて、地域の住民の方にもお手伝いをいただきながら、どうやっていったら、ある程度のお金がかかるのはしょうがないと思うんですけれども、安くできるのか。お店の方々もそこに乗ってきていただけるのか、また利用者もそこを利用していただけるのかということ、やっぱりやって動かしていかないとわからないところがあるので、そのあたりを考えていきたいな、見ていきたいなというふうにも思っています。それをやりながら、ほかにも手を挙げて、うちもやりたいねんとおっしゃっていただいている地域にも、それが普及できるかどうかということも含めて考えていきたいなとも思っています。

また、足の問題、バス等も含めてですけれども、今回はバスのご質問というのは出ておりませんけれども、実際、バスをどうしていくのかというお話が、今、奈良交通さんと県と葛城市の間で、問題が出ております。これをどうしていくんだということと、存続をさせていくのか、それとも、いろいろと検討していくのか、また、コミュニティバスにかえていくのか、それをどうやって持続させていくのか、無料なのか有料なのかということも含めて、いろいろと検討していかなくちゃならんという問題が出ておりますので、今、おっしゃっていただいたこと、住民の皆さんも、やっぱり僕も、たくさん、家から出て、地域に活気を与えていただくようになるというのは、それは大事なことやと思いますし、すてきなことやと思います。しかし、どうやったらできるのかということも含めて、十分に検討していかなくちゃならんと思っておりますので、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、今後の大きな検討材料にしてまいりたいというふうに思っております。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。ICTまちづくり推進事業については、質問を以上で終わらせていただきたいと思えます。

次に、2つ目の、新庄第一健民グランド運動場及び新町球技場について、質問させていただきたいと思えます。

現在の利用状況、利用者の目的、利用方法、利用料金がどうなっているのか、ご説明いただきたいと思えます。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの吉武議員のご質問でございます。

まず、第一健民運動場の現在の利用状況、利用目的、利用方法についてでございます。

まず、ご説明いたします前に、まず、利用区分というのがございまして、野球場につきましては、午前・午後・夜間、サッカー場につきましては、午前・午後・夜間の計6区分とし

て利用していただいております。ただし、夜間の使用につきましては、3月から11月までの9カ月間を夜間の使用としております。

次に、利用の日数でございます。休館日がございまして、火曜日、及び第2、第4水曜日、及び年末年始の12月28日から1月4日までが休館日となっております。開館日につきましては、平成24年度が年間282日となっております。夜間の使用不可としまして、12月、1月、2月のこの3カ月間、64日の2区分ということで、128コマが使用不可となっております。また、天然芝でございますので、芝生の養生期間が必要になってまいります。4月から6月にかけて、72日間の3コマ、216コマが使用できません。利用可能のコマ数としましては、計算いたしまして1,348コマとなります。利用の件数につきましては、野球場としまして187件、サッカー場では173件ということで、計360件となります。稼働率としましては、この360件を1,348件で割りまして、26.7%でございます。

次に、利用の目的でございます。この第一健民運動場につきましては、サッカー、軟式野球、ソフトボール、グラウンドゴルフのスポーツを利用されております。

続きまして、利用の方法でございます。利用方法につきましては、事前に窓口で申し込むか、インターネットで施設利用の申し込みができるようになっております。

続きまして、利用料金でございます。利用料金につきましては、第一健民運動場につきましては、条例上規定がございませんので、使用料の方はいただいております。しかし、夜間の照明使用料の方はいただいております。

また、新町球技場、サブグラウンドにつきましては、主にサッカーの利用がございまして、これにつきましては利用料金の方をいただいております。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 新町球技場では、現在、市外の方に貸し出しするときに、有料で、料金をいただいているということですが、料金、ほかに近隣他市で、芝生のグラウンドあるんですけども、そこと比べて、料金はどのようになっているのでしょうか。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。他市の芝生のあるグラウンドとの利用料金の比較でございます。県内の芝生のサッカー場の利用料金を調べましたところ、まず、五條市の上野公園グラウンド、これは人口芝でございますが、午前が7,500円、午後が1万円。奈良県フットボールセンター、これも人口芝でございます。平日につきましては、午前・午後6,000円、1時間当たり6,000円でございます。また、土日祝日につきましては、午前・午後とも9,000円となっております。続きまして、御所市の朝町公園グラウンド、これにつきましては、天然芝でございまして、午前が6,000円、午後が8,000円となっております。続きまして、橿原公苑競技場でございます。これは天然芝でございます。午前が11,000円、午後が14,600円となっております。また、大淀町平畑グラウンド、これも天然芝でございます。午前につきましては3,360円、午後につきましても、3,360円でございます。葛城市の新町球技場、これは天然芝でございます。これにつきましては、午前・午後4,000円となっております。

以上のように、葛城市の新町球技場は他市と比較しまして、整備状況や置かれている環境等を考慮いたしますと、料金的には安いと思われれます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 非常に葛城市の新町球技場は、市外の方でもお安く借りることができるということがわかりました。次にですけれども、新庄第一健民グラウンドと新町球技場、現在2面天然芝があるんですけれども、その維持管理費は年間幾らかかっているんでしょうか。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。維持管理費用についてでございます。まず、平成24年度におきましての維持管理の経費でございます。芝生の管理委託料としまして、第一健民運動場及び新町の球技場につきましては、540万7,500円でございます。また、光熱水費につきましては、280万7,000円でございます。これは、主にナイター電気料金でコミュニティセンターの部分を除いております。

次に、修理代としまして、これはトイレの修理等でございます。これが4万円。消耗品につきまして、これはラインを引く際の石灰等の消耗品でございます。これが30万円でございます。計314万7,000円ということになっております。

以上でございます。

(「合計してないな」の声あり)

田中教育部長 申しわけございません。ただいまの芝生管理委託料540万7,500円と先ほどの光熱水費、修理、消耗品を合わせまして、855万4,500円となっております。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 年間で2面で約855万円がかかっているということですよねですか。

田中教育部長 はい。

吉武議員 ありがとうございます。

この芝生の管理委託料というのは、芝生の管理のやり方として、お伺いしたところ、はげているところに芝生を埋めると、はげているところを補いつつ養生するという方法でやっておられるというふうにお伺いしているんですけれども、僕も一利用者として思うんですけれども、ここ年々、芝生の質がかなり悪くなってきたりとか、はげている部分もかなり多くなっている。また、ずっとないところに足して足してとやっている状況でグラウンドがぼこぼこしているようなふうにも感じるんですけれども、この天然芝というのは、何年かに1回とか、全面張りかえる必要というのはないのでしょうか。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。天然芝につきましては、やはり、使用の利用者のいろいろな希望がございますので、維持するのがなかなか難しいというところがございます。また、定期的にその目土を入れたり、あるいは補修ということで、日々改修の方をやっておるわけございまして、今後もしましたら、この天然芝というのを維持管理を継続してま

いりたいという希望を持っております。

以上でございます。

朝岡副議長 全面張りかえの件。

田中教育部長 ただいまの全面張りかえの部分でございます。全面張りかえにつきましては、やはり、莫大な費用というんですか、天然芝に張りかえる際の莫大な費用というのがかかりますので、やはり、いろいろ将来的なことを考えまして検討の方をする必要があるというふうに考えております。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 天然芝の全面張りかえというのは、約2億円かかるというところで、すぐにどうこうできるところではないと思うんですけれども、天然芝、年間で大体、維持管理費が855万円かかるというところ、また、ぼこぼこしていると、しかし、全面張り替えるには2億円かかってしまうというところで、なかなか全部を張りかえるというのは難しいというのは、今の答弁でわかったんですけれども、もし、全面を張りかえるのであれば、例えば、人工芝を導入したりとか、その際、現在、料金を徴収していないので、例えば、その工事代で2億円かかるのであれば、条例を整備して、料金を市外の方から徴収するような形にして、少しでも負担を軽くするようなお考え、人工芝や条例の整備等々は考えておられるのでしょうか。お聞かせいただければと思います。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。この第一健民運動場につきましては、オリンピックを契機に、奈良県内の各市町村の方で整備されたものの1つでございますが、旧新庄町の時代に、昭和59年のわかき国体に向けまして、昭和57年に、第一健民運動場を本会場に、また新町の球技場をサブグラウンドとして、高麗芝を使用して整備をされた経緯がございます。第一健民運動場の芝生面積は7,500平方メートル、新町球技場の芝生面積は9,500平方メートルでございます。天然芝の効用としましては、光合成を利用して地球温暖化の緩和に貢献し、地温の上昇を防ぐなどがありますが、欠点としまして、やはり養生期間中は使用できなくなることや、夏場の水まき、芝刈りなど手間と費用がかかります。

一方、人工芝につきましては、天候に左右されることは少なく、常時使用が可能なこと、また、メンテナンスフリーで管理費が少なく済むようでございますが、人工のために消耗すれば張りかえが必要なことや、夏場に地温が上昇する、また、摩擦抵抗が大きく人体に負担がかかるなどの欠点が挙げられます。現在、先ほどご説明をさせていただきましたが、第一健民運動場はサッカー以外にもグラウンドゴルフ等のスポーツ、また市民体育祭も行われておりまして、天然芝はけがが少なく、安心安全に運動活動ができる環境として、多くの市民の方に評価をいただいているものと思っております。今後もできる限り、この天然芝の状態を適正管理のもと維持をしてまいりたいと考えております。

また、お尋ねの利用料金についてでございますが、第一健民運動場は、条例上、徴収規定がございませんために、現在はこのグラウンドの使用料はいただいておりません。また、新町球技場は、市外の方の利用申し込みにつきましては、料金をいただきまして、市内在住、在

勤の方につきましては、減免措置の方をとっております。利用料金につきましては、先ほど説明いたしましたように、利用料金につきましては、新庄第二健民運動場、また、當麻第一健民運動場等を合わせまして、それぞれの利活用の状況を勘案しながら、総合的に検討が必要かと考えております。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 さまざま、この運動場、球技場について答弁いただいたわけなんですけれども、最後に、市長に意見を求めたいと思うんですけれども、現在、管理費で855万円がかかっており、先ほども述べさせていただいたように、状況が悪い状況にあるかと思うんです。グラウンドの状況が悪いように思うんですけれども、グラウンドを張りかえる必要も、天然芝では5年から10年に1回は必要だというふうなことも聞いています。ただし、2億円もかかってしまうという状況もあると思うんですけれども、私が提案させていただきたいのは、例えば、今、天然芝が2面あるわけなんですけれども、例えば、全面張りかえが必要になったときは、例えば、球技場の分だけ、人工芝に張りかえる等々すれば、その後のランニングコストというのを軽減できる。また、管理の方もかなり楽になってきて、市民の皆様にも年中天気や養生期間に影響されず、利用できるようになるかと思うんですけれども、全面張りかえをされる際には、そういったこともご検討されてはいかがかというふうに思います。

あと、もう一つ、料金のことなんですけれども、當麻健民運動場と新庄第一健民運動場グラウンドは、県外の方の貸し出しの料金規定がないというところで、新町の方では、市内の方しか結局借りられないというような状況になっているかと思うんですけれども、現在であれば。しかし、その中で、市内の人が借りて、市外の人に又貸しをして、例えば、そこで、借りた人が本当なら必要ない料金をいただいているというような話も聞きますし、やっぱり、規定がないことによって、又貸しなどのややこしいことも起きていきているというのもあると思うんです。

なので、費用を負担していただくというところも踏まえて、条例を整備していただきたいというところ、あと、先ほど答弁いただいた、新町球技場も格段に市外の方が借りるには安いというところで、その辺の料金体系も総合的に考えて、条例規定制定改定を考えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

朝岡副議長 山下市長。

山下市長 教育長もいらっしゃいますけれども、私、市長としての、教育委員会じゃなくて、市長としての私の私見、今のところ、全てを熟知しているわけではございませんので、私見を述べさせていただきたいと思います。この天然芝のグラウンドにつきましては、先ほど部長が答弁をいたしましたように、国体のときに、当時の町長が何としてもすばらしいグラウンドをつくるんだという号令のもと、全く芝のグラウンドを持ったことのない人たちが、当時の若い青年たちが集まって、ここにどうやったら芝のグラウンドができるんだとかというところから、一から始められて、そんな苦労話を私も何度もお聞かせをいただいて、大変やったなという思いをしております。その方々が、自分たちの自慢の芝生のグラウンドだという思いを持っておら

れるし、また、日韓共同開催のワールドカップのときにも、チュニジアという国のグラウンドにもなったという、我々にとっては誇りの部分もあるわけでございます。

また、市民体育祭に使ったり、たくさんの方々がこの天然芝というところで、安心をして使っていただいている部分があります。確かに、管理の部分で費用がかかるというところはございますけれども、できるならば、芝のまま維持をしていきたい。しかし、今、おっしゃっていただいたような問題があるのであれば、一度研究をして、教育長を初め教育委員会の方で、あの芝をどのようにして皆に使い勝手のいいように維持管理をしていけるのか、本当に全面張りかえで2億円もの費用がかかるのか、また違う方法があるのかということも検討しながら、できたら、そのまま維持していきたいなという思いではあります。

料金のことにつきましては、ここのグラウンドの問題、また、當麻のグラウンドの問題ほか含めて、我々としては、市民や市内在勤の方々に対しては、無料かもしくはできるだけ安い料金で使っていただきたいという思いで、今までこの料金でやってまいりましたけれども、この考え方が適切なのか、今、おっしゃっていただいた又貸しがあるというお話を今、私はこれ初めて聞いたんですけれども、そういう事実があるのかどうかということも含めて、調査をして、その上で適切なるグラウンド使用料というものをどうやっていくのかということ、内部で検討してまいりたいというふうに思っております。私の今の考え方としては以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 さまざま検討していただければと思います。ありがとうございます。

これで、私の一般質問は全て終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

朝岡副議長 吉武昭博君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時00分

再 開 午後4時15分

朝岡副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、阿古和彦君。

阿古議員 議長の許可を得まして、私の一般質問をさせていただきます。私の質問事項は、PM2.5であります。要旨といたしましては、学校、幼稚園、保育所の対応についてということでさせていただきます。詳細については、質問席でいたします。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 平成25年1月、中国における微小粒子状物質PM2.5による、大規模かつ深刻な大気汚染が発生したことを契機に、日本への越境大気汚染が大きく報道され、社会的な話題となりました。実際に西日本では、広範囲にわたって、環境基準を超える高濃度のPM2.5が観測され、こうした状況を踏まえて、環境省は平成25年2月、微小粒子状物質PM2.5に関する専門家会合を設置し、注意喚起のための暫定的な指針を取りまとめました。その後、多くの地

方自治体で、注意喚起のための体制整備がなされました。また、その後に、平成25年11月13日、注意喚起のための暫定的な指針の改善についてということで、環境省から各地方自治体の方に通達がございます。それを踏まえまして、まず、地方自治体、県の方の注意喚起の連絡体制について、それについて説明願いたいと思います。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの阿古議員のご質問でございます。

まず、この微小粒子状物質の県の注意喚起連絡体制についてでございます。今般、中国におきまして、PM2.5による深刻な大気汚染が発生し、我が国でも、一時的にPM2.5濃度の上昇が観測されたこと等によりまして、PM2.5による大気汚染についての国民の関心が高まってまいりました。これを受けまして、環境省は注意喚起のための暫定的指針を示しました。奈良県では、この指針を参考にして、報道機関、市町村関係機関等への注意喚起連絡体制を以下のとおり実施をされております。

まず、注意喚起の概要でございます。

1つ目としまして、午前5時から7時までの1時間値の平均値が85マイクログラム／立方メートルを超えた場合には、日平均値が70マイクログラム／立方メートルを超える可能性があるため、午前8時30分までに、市町村、関係機関に連絡し、ホームページへの掲載を行う。午前5時から12時までの1時間値の平均値が80マイクログラム／立方メートルを超えた場合には、日平均値が70マイクログラム／立方メートルを超える可能性があるため、午後1時30分までに、市町村、関係機関に連絡し、ホームページへの掲載を行う。

2番目としまして、光化学スモッグ、PM2.5緊急連絡体制により、庁内関係課及び出先機関、市町村等への関係機関へ、県防災ファクスもしくは一般ファクスにより通知。

3番目としまして、奈良県のホームページのトップページやエコならのトップページにある緊急情報に注意喚起を行っている旨の文言と掲載をするというふうになっております。続きまして、注意喚起の実施でございますが、午前5時から7時までの1時間の平均値が85マイクログラム／立方メートルを超えた場合には、午前8時30分までに注意喚起を行う。また、午前5時から正午までの1時間の平均値が80マイクログラム／立方メートルを超えた場合には、午後1時30分までに注意喚起を行う。注意喚起の対象地域は県内全域とし、注意喚起は24時間をもって自動解除すると以上のようになっております。

以上でございます。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 では、県の方は、環境省の指導に基づいた形でそういう対応をとりなさい。ただ、各自治体によって対応の仕方というのはある意味、指針はあるんですけど、必ずしもこうしなさいというようなやり方ではなくて、こういう方向でやりなさいよという、たしか仕組みやったと思います。じゃ、実際、県の方からそういう連絡があったとき、実際、市のどういう部署で、どういう具合に受けて、スムーズにそれが今回でしたら、教育委員会と福祉部になるんですけども、に伝わっていくのかという、その部分について、説明をお願いしたいと思います。

す。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。葛城市におきましては、県からの注意喚起実施による防災メール、防災ファクスなどを受けまして、情報を入手し次第、光化学スモッグ情報と同様に各教育機関や保育所への通報や、有線放送並びに防災行政無線で住民周知を図る流れとなっております。具体的には、県の環境政策課より、市の環境課へ防災メールや防災ファクスが送られ、あらかじめ決められた連絡網により、有線放送や防災行政無線、電話を使い情報伝達が行われます。また、休日などの勤務時間外につきましては、新庄庁舎の宿日直者が防災メールや防災ファクスを受信し、當麻庁舎の宿日直者へ連絡するとともに、有線放送や防災行政無線、電話を使い、情報を伝達することになっております。

以上でございます。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 じゃ、市役所の方で、環境課の方で受けていただくと。これからは、実は私が一番懸念というか、一番大切な部分かなとは感じているんですけど、実際に、学校ですとか、小中学校とか幼稚園とか保育所の連絡の体制、もしくは子どもたちへの指導の方法ですね。伝達等指導の方法というのは、どのようにやっておられるのか。その部分について、お答え願いたいと思います。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。伝達方法としましては、教育委員会といたしまして、環境課からの電話連絡を受け、学校教育課が各幼稚園、小中学校へ電話連絡により情報伝達を行います。また、休日などの勤務時間外につきましては、注意喚起の情報を各学校長に連絡をするとともに、市からの有線放送などで情報伝達を行います。また、児童生徒への対応、指導方法などがございますが、その後の児童生徒の対応指導につきましては、屋外で活動している場合は、室内に移動する。窓も可能な限り、一部を閉める等を実施いたします。なお、土曜日、日曜や休日などに、学校施設を利用して活動するスポーツ少年団等へは、体育振興課の方が連絡を行うことになっております。

以上でございます。

朝岡副議長 山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。

保育所の関係についてお答えします。

伝達方法といたしまして、保育所といたしましては、環境課から電話連絡を受け、子育て福祉課が市内公立3園、私立3園に電話連絡を行い、情報伝達を行います。また、開園している土曜日につきましては、注意喚起の情報を日直より連絡するとともに、市からの有線放送などで情報伝達を行っております。

園児等への対応や指導方法についてでございます。情報を受けた保育所での対応につきましては、乳幼児は体調に応じて慎重に対応する必要があるため、空気清浄機の使用、戸外で活動している園児・保育士には速やかに室内に入るように誘導する。室内に入った後、うが

いを行う。室内への流入を防ぐため、窓を閉める。目やのどなどに異常を訴えたときは、水道水で目を洗ったり、もう一度うがいさせたりする。症状が改善しない場合は、医師の診断を受けるなどの対応に努めております。

以上です。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 結構です。大体これは、光化学スモッグ等があったに準ずるようなシステムで、もしくは対応の仕方であるということで、多分、教育委員会等、福祉部の方もそういう対応をされていると思います。それで、葛城市内で、私、子どもも大きいですから、学校行ってないですから、ちょっとよくわからないんですけども、ほかの県を見ていると、学校ごとにどういう対応をしますよとか、それをこと細かく書かれているところがあります。例えば、これは東郷町というところでしたら、小学校ではPM2.5に関する注意喚起情報、光化学スモッグ注意報が発令された場合ということで、学校ではどういう対応の仕方します、長い放課の外遊びの中止であるとか、プールの体育の授業の中止であるとか、部活動サッカー等の中止であるとか、それから、注意喚起情報が発令された場合は、学校以外ではどうしているんですかというようなことも含めて、各学校で子どもたちに、もしくは保護者の皆様方に連絡するような、そういう紙で書かれたものを配ってあったりとか、それが、例えば、校長便りという形で書かれるところもありますけども、葛城市の場合は、その辺のところは、どういう、今現在、状況になっているのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。まず、保護者への対応ということでございまして、教育委員会としましては、各校・園の方確認しましたところ、現在のところ、1つの幼稚園の方で、お迎えに保護者が来られた際に、口頭での注意喚起を行ったというだけで、他校や園ではそこまでは行っておりません。今後は、早い時期に、そういったお便り等で周知するようにしたいと考えております。

以上でございます。

朝岡副議長 山岡保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保育所といたしましても、今のところ、各園とも園での対応や注意事項について、保護者宛てには通知はしておりません。早い時期に園のお便り等で周知するように、連絡をいたしておるところでございます。

以上です。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 もうお願いする前に、いたしますとおっしゃっていただいたので、言うことなくなったのかなとは思んですけども、実はその辺が物すごく気になったんですよ。というのが、例えば、光化学スモッグやとか、あとは有毒ガスやとか、有毒ガスは特別なんですけどね。症状がすぐに出やすいんですよ、のどが痛くなったりとか、目が痛くなったりとか、逆に言ったら、ちょっと倒れたりとか、そういう人体に対する影響というのは即出る場合がありますので、非常に気をつけるんですけども、PM2.5の場合は、必ずしも最近、話題になっている

から、以前はなかったというわけやないんですよ。ただ、環境基準でいう、35マイクログラム／立方メートルを超えるということは、なかなか日本では、最近はもうなかった。

それがここ数年、中国等の東南アジアも含めて、偏西風に乗って、昔は黄砂なんかで春がすみがあったんですけども、それも、厳密に言ったらPM2.5なんですけどもね。それほど話題にはならなかったけども、非常にそういう高濃度の状況が表れてきている。そやから、どうすることもできないんです。日本だけではできないし、そやから、国がよその国に働きかけるといふ作業しかできないんやけども、そやけども、そういう事象が起こったときに、対応はしておかないと、症状は出ないけども、10年先、20年先、特に感受性が強いと、これも後でちょっと確認はしたいなと思っているんですけども、呼吸器系統の疾患を持っている子どもたちであったりとか、体力的に厳しいご老人の方ですとか、そういう方には、短期間に出る場合もあるんやけども、今、健常で動き回っている子どもたちの症状が出るのが、多分、10年先、20年先になってしまう。そやから、その喚起通報が仮に見落とされたとしても、すぐに何かが起こらないから、その辺が物すごく気になるんですよ。ですから、通常、かなりの高濃度なんですよ、70ですとか80という、マイクログラム／立方メートル、環境基準が35以下で決めているんですからね。そやから、その倍以上の濃度で注意喚起が初めて行われてしまう。

それで、それをずっと知らずして吸っていると、すぐには起こらなくても、大人になったときとか、年をずっと重ねていって、そういう年齢になっていったときに症状が何らかの病症として表れてくる可能性があるから、だから、その辺の注意というは、逆に、非常に丁寧にやっていただきたいという思いなんです。ですから、子どもたちにとって、1つのこれは勉強やと思うんです。こういうことがあります。PM2.5というこういう1,000分の1ミリぐらいの大きさの粒子が肺に入ってくる。そして、入ってきて、大部分は実はもう外へ出るんですけども、一部分肺に残ることによって、将来どうということが起こり得るのかとか、そういうような1つの勉強ということも含めて、私は子どもたちや保護者の皆さんにその対応の仕方とか、そういうようなものを詳しく伝える必要があるのではないかという気がします。ですから、もう答弁いただきましたので結構ですよやけども、くれぐれも幼稚園ですとか、小学校、中学校、保育所も含めて、子どもたちや保護者の皆さんに、学校はこういう対応をしています、それで、一般的には家におられるときはこういう形でしてくださいよということ、できれば口頭ではなくて文書で、もしくは教室で子どもたちに1つの環境教育として、私は伝えていく必要があるんじゃないかなという気がします。

それと、2月末あたりに非常に大陸からのPM2.5の濃度が、日本に到達している濃度が非常に上がった時期があったように思います。たしか天理と王寺に測量所があるように理解しているんですけども、具体的な数字をもし持っておられましたら、教えていただけたらなとは思っています。

朝岡副議長 田中教育部長。

田中教育部長 ただいまのご質問でございます。最近の速報値で比較的高いものとして調べましたところ、王寺局としまして、2月25日火曜日、最高値でございますが、午後7時から8時、76

マイクログラム／立方メートル、日平均が47マイクログラム／立方メートルでございます。
また、翌日、2月26日水曜日、最高値が午前11時から12時で、78マイクログラム／立方メートル、日平均が55.1マイクログラム／立方メートルでございます。

次に、天理局でございます。2月25日火曜日、最高値が午後7時から8時で、75マイクログラム／立方メートル、日平均で48.4マイクログラム／立方メートル。翌日、2月26日水曜日、最高値、これが午後0時から1時の間で、92マイクログラム／立方メートル、日平均で61.5マイクログラム／立方メートルでございます。いずれにしましても、注意喚起の運用の目安となる、日平均70マイクログラム／立方メートルは超えておりませんが、やっぱり、常にこういった注意する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

朝岡副議長 午後でいいんですか。

阿古議員 いいです。これ、僕自身、資料持っていますから大丈夫です。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 ちょっとこの数字、実は僕自身が取り寄せたんやけど、見たときに驚いたんです。そやから、最高で92まで天理で26日に上がっていたんですね。その前後が、75、83、91、92、79、67と、そやから、1時間平均のあれですので、1日平均という形でいけば、もしくは前回の2月の基準の環境省の感覚からいけば、多分、75以下であったであろう、もしくは70以下であったであろう、だから注意喚起は出なかったんやろうとは思いますが、その4時間の平均を数値を見ると、ちょっとやはり、今、検討、多分されているはずなんです。環境省の方でね。どういう数値のとり方が一番いいのかということは、まだ研究段階ですから、されていると思うんですけども、その辺は自治体によって、その取り扱い、その数値を見たときに、取り扱いというのは、各自治体でちょっと応用があってもいいのかなと。同じ時間帯でしたら、天理は75、74、78、57というような数値ですので、マイクログラム／立方メートルという単位でね。ですから、その辺はちょっとこれから、独自の判断がどうかであってもええのかなというような気もいたします。

それと、もう1つ、これ保育所の対応の仕方の中で、非常にいいことを書いていただいて、空気清浄機を入れていただいているところがあるということを対応の中で書いていただいている、よかったなとは思っています。それで、以前の空気清浄機の性能より、かなり今現在よくなっていて、PM2.5についても、吸収が非常にされて、ろ過されるというような空気清浄機が出てきています。ですから、微小粒子ですから、やはり喚起を全くしないで、もしくは、閉め切った状態で、部屋の中に入っている者が果たして濃度がどうなっているのかとかかわからないんですけども、閉め切った状態にできるのであれば、もしくはしないといけない状況があるのであれば、空気清浄機って、今、そんな高いもんやなくなってきましたので、ですから、そういうようなものの整備も、その年間通しては多分使う必要はないとは思っています。特に、春から夏ごろにかけてなんやろと思うのやけども、そういう時期、もし、室内でいくのであれば、そういうような物の整備もこれから考えていっていただきたいなという、これはあくまで要望だけ、今回出させていただきます。

明確な答えいただきまして、本当にありがとうございました。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

朝岡副議長 阿古和彦君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡副議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、あす12日、午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

大変ご苦労様でした。

延 会 午後4時38分